

川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成28(2016)年3月

川崎市

はじめに

急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」（以下「創生法」という。）が平成 26 年 11 月に制定されました。

また、創生法に基づき、国においては、めざすべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、そのビジョンを踏まえて目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成 26 年 12 月に策定されました。

本市においては、全国的に人口減少に転換する中、人口は引き続き増加を続けていますが、平成 42 年には 152 万 2 千人でピークを迎え、その後、減少に転じ、44 年後の平成 72 年には 132 万 2 千人になると見込まれています。

こうしたことから、今後、少子高齢化の更なる進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる中においても、本市が将来にわたって発展していくよう、福祉や教育・文化振興などの市民に身近な行政サービスを持続的に提供することにより、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟」したまちをめざすとともに、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させるような、都市部ならではの地方創生に向けた取組を推進するために、「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定します。

目次

第1章 本市の現状と課題等	1
第2章 人口ビジョン	5
1 人口の現状分析	5
(1) 人口動向分析	5
(2) 将来人口の推計と分析	11
2 将来人口のシミュレーション	13
(1) シミュレーションにあたって	13
(2) 前提条件	13
(3) シミュレーション結果	14
3 人口の変化が地域に与える影響と今後のめざすべき方向	19
(1) 総人口の推移及び将来人口推計について	19
(2) 個別要素の分析を踏まえた取組の方向	20
第3章 総合戦略	22
1 基本的な考え方	22
(1) 策定の趣旨	22
(2) 総合戦略の位置付け	23
ア 国の総合戦略との関係	23
イ 本市総合計画との関係	23
ウ 総合戦略の計画期間	24
エ P D C A マネジメントサイクルの実施	24
2 基本目標を実現する7つの基本的方向	25
3 基本目標、基本的方向、具体的施策	26
(1) 基本目標1 本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等の活性化による「成長」	26
ア 基本的方向1 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす	26
イ 基本的方向2 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす	31
(2) 基本目標2 市民に身近な行政サービスを持続的に提供することによる市民生活の向上を通じたまちの「成熟」	39
ア 基本的方向3 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす	39
イ 基本的方向4 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす	45
ウ 基本的方向5 「みんなの心がつながるまち」をめざす	52
(3) 基本目標3 まちの持続的な発展をめざし、「成長」と「成熟」の好循環を支える「基盤」づくり	60
ア 基本的方向6 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす	60
イ 基本的方向7 「チャレンジを続け、いつでも活力あふれるまち」をめざす	68

第1章 本市の現状と課題等

本市は、変化の激しい社会経済状況の中で、自治体として大きな転換期を迎えています。総合戦略の策定にあたっては、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉えることが必要です。

1 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

(1) 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

日本の総人口はすでに減少局面に入っており、平成 22(2010)年から平成 72(2060)年にかけて、約 4,100 万人(約 32.3%)もの減少が見込まれるとともに、生産年齢人口と年少人口が大幅に減少する一方で、高齢人口は増加し、高齢化率は 23%から 40%に上昇する見込みです。

一方、本市の将来人口推計では、平成 42(2030)年まで人口が増加するものの、年少人口のピークは平成 27(2015)年、生産年齢人口のピークは平成 37(2025)年と推計されており、ピーク後は減少していくと見込まれています。

今後 30 年間の人口構成等の主な変化としては、平成 32(2020)年には本市でも「超高齢社会(一般的には 65 歳以上の人口比率が 21%を超えた状態)」が到来するとともに、人口のピークとなる平成 42(2030)年を経て、平成 67(2055)年には現役世代約 1.5 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

(2) ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行

平均寿命の伸長に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が増加することなどから、健康寿命を延伸し、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような自助・互助・共助・公助のしくみづくりが求められています。

また、出生数が年間 1 万 4,000 人台で推移しており、就学前児童数は微増傾向にあるものの、合計特殊出生率(1.38)は国を下回る低い水準にあり、少子化が進行している傾向にあります。少子化の要因としては、核家族や共働き世帯の増加に伴う子育てに関する経済的・心理的負担などが挙げられています。

こうした状況の中、多様な子育てニーズへの適切な対応を図るとともに、就労と子育てが両立できる社会の実現に向けた子育て環境の整備が求められています。

(3) 都市インフラの老朽化

10年後には、総床面積ベースで公共建築物の約7割が築30年以上となるなど、上下水道施設、道路、橋りょう、公園施設なども含めた都市インフラの老朽化に、限られた財源で計画的に対応していく必要があります。

また、公共建築物の総床面積については、児童生徒の増加に対応した小・中学校の整備や、基準等に基づく市営住宅の居室スペースの拡大などの社会経済状況の変化に対応した取組により、平成16(2004)年度から平成25(2013)年度までの10年間で約21万㎡増加しています。

このため、今後は、整備費・維持管理経費など中長期にわたる財政負担の増大や、人口動態等を踏まえて、施設等の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討を進めていく必要があります。

(4) 産業経済を取り巻く環境変化

新興国の経済成長等により、世界に占める日本のGDPシェアは20年間で、約6割減少しています。一方で日本企業の海外現地法人数は、大幅に増加しており、海外への企業進出が進んでいます。

国・県の成長率がマイナスとなる中、市内総生産は10年前と比べて5%高い水準を維持しています。また、本市の基幹産業である製造業では、製造品出荷額等が大都市中第1位（従業員1人あたりの額も第1位）であり、高度な産業集積を実現していますが、事業所数と従業者数はそれぞれ減少傾向を示しています。成長産業の育成により産業集積を維持・強化するなど、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことが課題となっています。

(5) 災害対策や環境問題などの重要な課題

日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、世界の地震の約1割が日本の周辺で起こっています。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、東日本大震災や阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた対策が求められています。

また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球温暖化について疑いのない事実であるとしており、温室効果ガスの削減や循環型の社会づくりが求められています。

(6) 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

少子高齢化の進行による超高齢社会の到来など、社会経済状況が大きく変化していく中、これまでの社会の枠組みでは対応することが困難な問題が生じることが想定されます。限られた資源や財源を有効に活用し、持続可能な社会を構築していくためには、行政の果たすべき役割を捉え直した上で、市による直接的な市民サービスの提供に加えて、市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみを強化することが求められます。

従来から地域コミュニティの中心的な存在であった町内会・自治会などの地縁組織が運営上の課題を抱える中、ボランティアやNPO、企業などによる社会貢献活動も広がってきています。地域のつながりを深め、複雑化・多様化する地域課題に的確に対応していくために、地縁組織を中心とする地域コミュニティの活性化とともに、地域を支える新たな人材の育成や、多様な活動の担い手が互いに連携し地域課題を解決できるしくみづくりが求められます。

2 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル

川崎には、次のような優れたポテンシャルがあります。このポテンシャルを最大限に活かしながら、取組を進めます。

- ①交通・物流の利便性(羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながり、充実した鉄道網・路線バスネットワーク、高度に集積した都市機能など)
- ②先端産業・研究開発機関の集積等(約 400 の研究開発機関、高付加価値化が進んだ臨海部の重化学工業・素材産業、環境・エネルギー等の先端産業、殿町地区(キングスカイフロント)を中心とする生命科学・医療分野の企業・研究機関の集積、市内に立地する多様な大学との連携など)
- ③豊富な文化・芸術資源等(「ミューザ川崎シンフォニーホール」を中心とした音楽のまちづくり、市内に数多く存在する映像資源を活用した映像のまちづくり、「川崎フロンターレ」をはじめとする「かわさきスポーツパートナー」等との連携によるスポーツのまちづくりなど)

3 新たな飛躍に向けたチャンス

川崎がさらに飛躍するチャンスを最大限に活用しながら、取組を進めます。

- ①国の成長戦略(本市全域を含む東京圏が国家戦略特区「国際ビジネス・イノベーションの拠点」に指定)

②首都圏の活力(東京 2020 オリンピック・パラリンピック、羽田空港の更なる国際化)

第2章 人口ビジョン

人口ビジョンは、創生法第10条に基づき、本市の総合戦略の基礎資料とするため、平成26年8月に公表した「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計」をもとに、本市の人口の現状分析を踏まえた課題を整理するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案しつつ、将来人口のシミュレーションと今後の本市のめざすべき方向を示すものです。なお、対象期間は国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と同様に平成72（2060）年までとします。

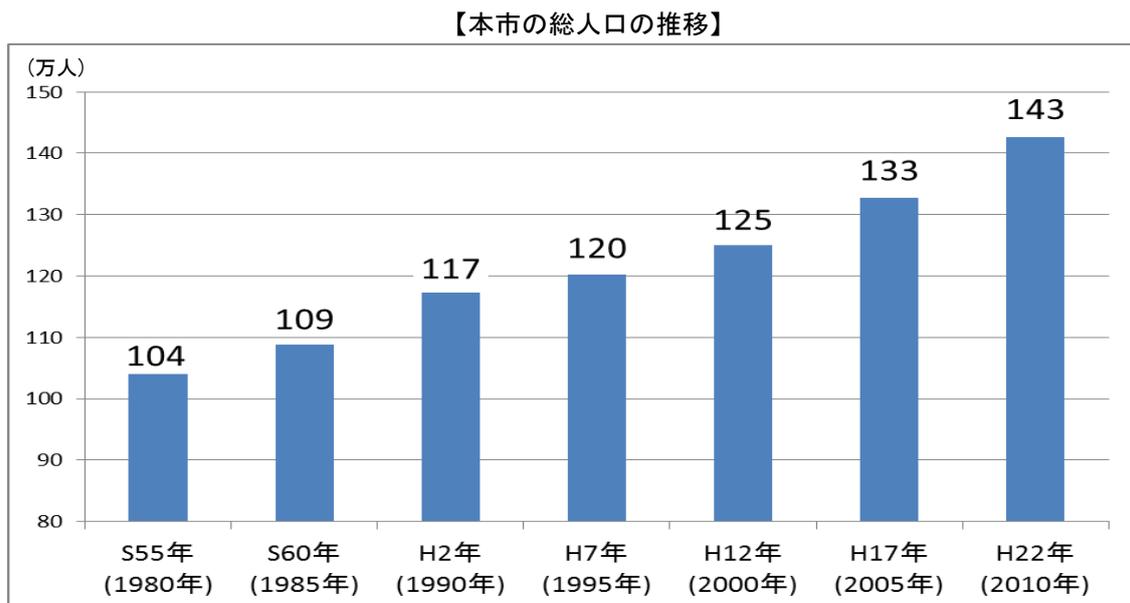
1 人口の現状分析

(1) 人口動向分析

ア 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は昭和55(1980)年以降、増加を続けており、年齢3区分別に人口の推移をみると、15-64歳人口及び65歳以上人口は増加傾向にあります。特に65歳以上人口は、平成22(2010)年には昭和55(1980)年の4倍と伸びが大きくなっています。一方、高齢化率(65歳以上人口の割合)で見ると、増加傾向にあるものの、大都市(20政令指定都市と東京都区部の計21大都市)の中で最も低くなっています。また、0-14歳人口は平成12(2000)年までは減少傾向にありましたが、以降は増加に転じています。

図表1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



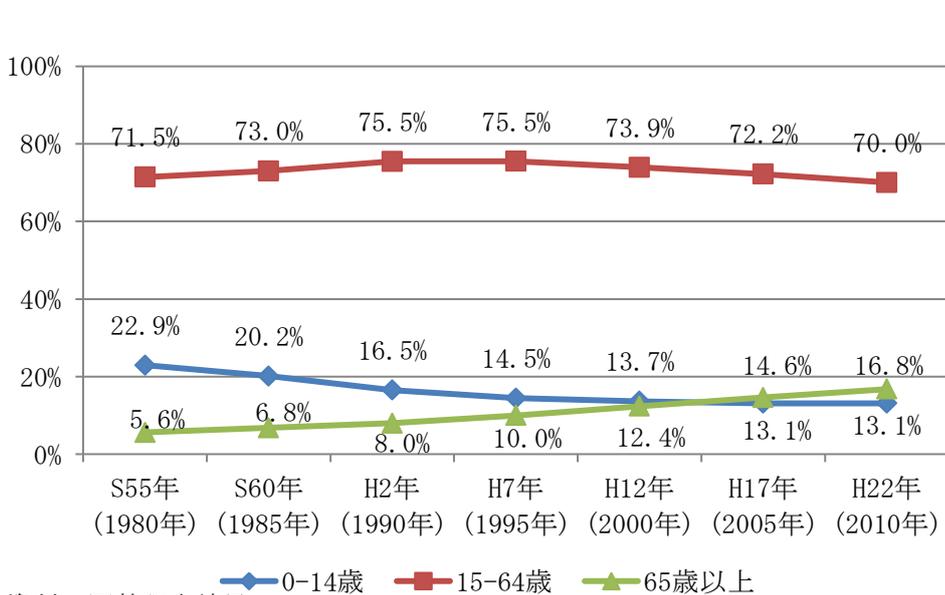
資料：国勢調査結果

【本市の年齢3区分別人口の推移】

	総数 ※1	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	構成割合 ※2		
					0-14歳	15-64歳	65歳以上
S55年 (1980年)	1,040,802	238,647	743,092	58,238	22.9%	71.5%	5.6%
S60年 (1985年)	1,088,624	219,529	794,913	74,060	20.2%	73.0%	6.8%
H2年 (1990年)	1,173,603	193,536	883,707	93,798	16.5%	75.5%	8.0%
H7年 (1995年)	1,202,820	173,707	907,801	120,373	14.5%	75.5%	10.0%
H12年 (2000年)	1,249,905	170,670	923,655	154,704	13.7%	73.9%	12.4%
H17年 (2005年)	1,327,011	174,264	957,712	194,176	13.1%	72.2%	14.6%
H22年 (2010年)	1,425,512	185,571	988,540	237,298	13.1%	70.0%	16.8%

※1 総数には「年齢不詳」を含む。 ※2 構成割合は「年齢不詳」を除いて算出

資料：国勢調査結果



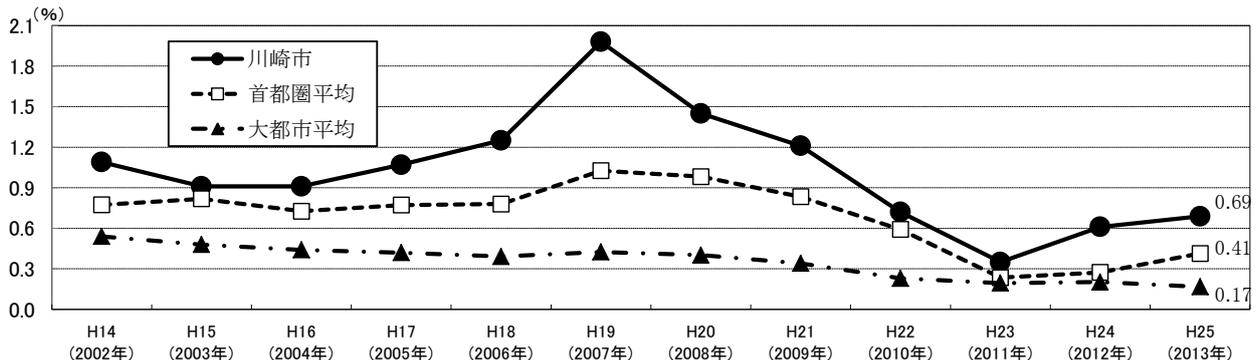
資料：国勢調査結果

高齢化率 (65歳以上人口割合)	
北九州市	25.2
静岡市	24.7
新潟市	23.2
神戸市	23.1
京都市	23.0
浜松市	22.9
大阪市	22.7
堺市	22.6
熊本市	21.9
岡山市	21.5
千葉市	21.4
名古屋市	21.2
札幌市	20.5
東京都区部	20.2
横浜市	20.1
広島市	20.0
相模原市	19.4
さいたま市	19.2
仙台市	18.6
福岡市	17.6
川崎市	16.8
平均	21.2

資料：平成25年度大都市比較統計年表から見た川崎市
(平成22年国勢調査結果)

本市の人口増加比率は、大都市や首都圏（さいたま市、千葉市、東京都区部、川崎市、横浜市、相模原市）と比較しても高い数値となっており、人の集まるまちとなっています。

図表2 人口増加比率の推移

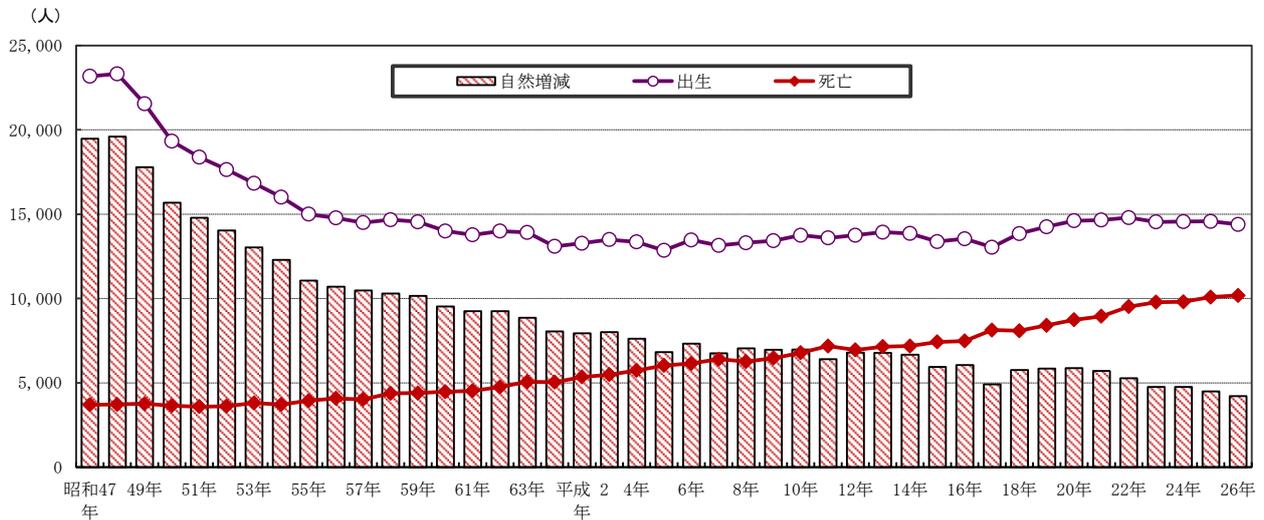


資料：平成25年度大都市比較統計年表から見た川崎市

イ 自然動態（出生数、死亡数、合計特殊出生率）の推移

本市の出生数は、年度による増減があるものの、ほぼ横ばいとなっていますが、死亡数が増加傾向のため、自然動態全体では増加幅が縮小傾向となっています。

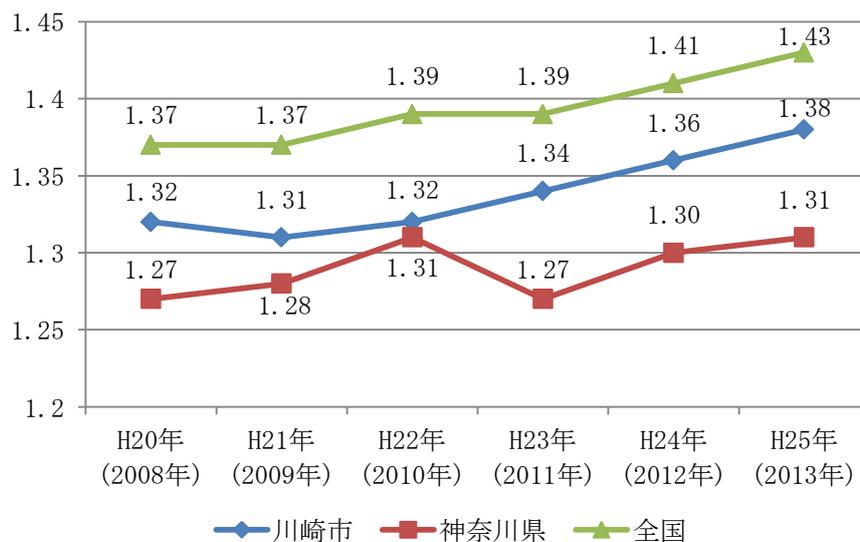
図表3 自然動態の推移



資料：川崎市人口動態

また、本市の合計特殊出生率は、上昇傾向にはあるものの、全国と比べて低い水準となっています。

図表4 合計特殊出生率の推移

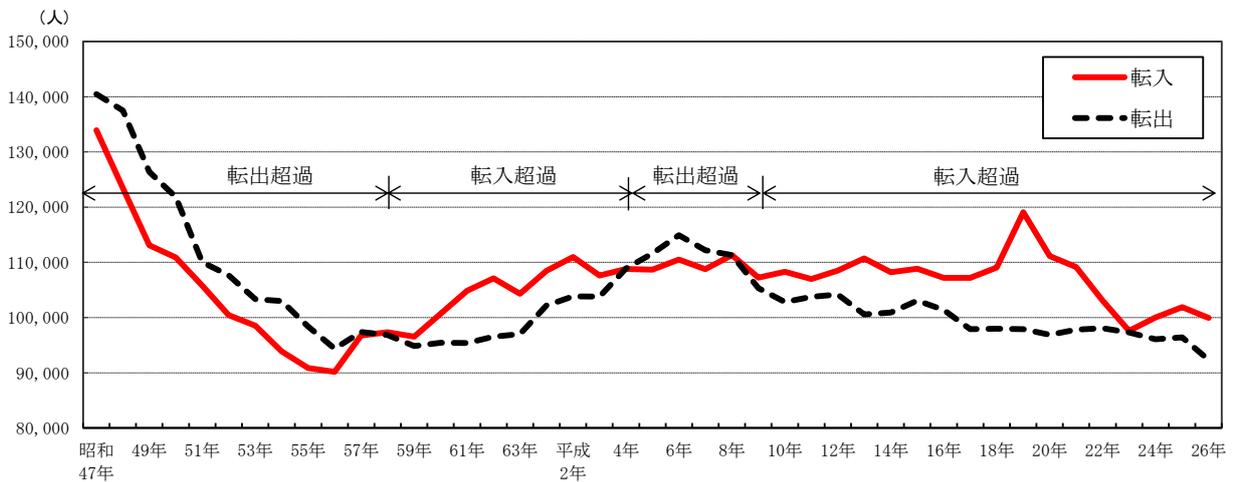


資料：川崎市健康福祉年報ほか

ウ 社会動態（転入数、転出数）の推移

本市の社会動態は、平成9(1997)年から転入超過が続き、平成19(2007)年にピークとなりました。その後は、縮小傾向ではありますが、引き続き転入超過が続いています。

図表5 社会動態の推移

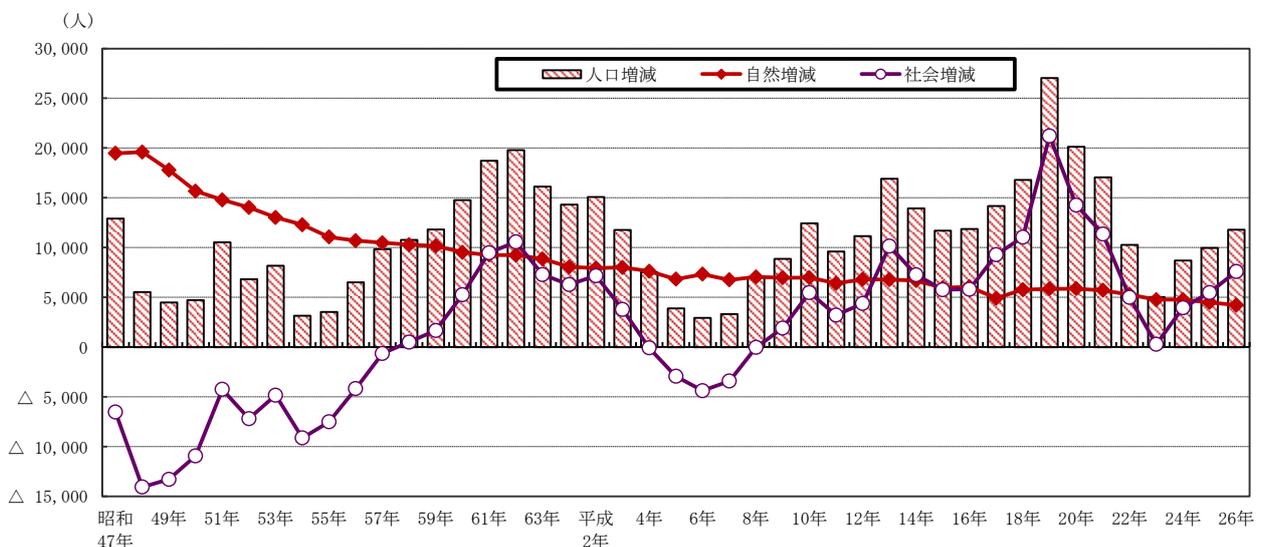


資料：川崎市人口動態

エ 人口動態の推移

本市の人口動態は、一貫して増加となつていますが、その増加幅は近年では、平成19(2007)年にピークとなった後、平成23(2011)年までは縮小傾向となりました。しかし、その後は前年を上回る人口増加が続いています。

図表6 人口動態の推移



資料：川崎市人口動態

図表7 人口動態の推移

	人口増減	自然増減	出生	死亡	社会増減 a-b	転入		転出 b	うち 市外へ
						a	うち 市外から		
昭和47年	12,935	19,470	23,175	3,705	-6,535	133,916	104,792	140,451	108,941
48年	5,538	19,600	23,325	3,725	-14,062	123,437	98,736	137,499	110,691
49年	4,504	17,787	21,552	3,765	-13,283	113,101	90,533	126,384	102,323
50年	4,742	15,675	19,323	3,648	-10,933	110,900	84,599	121,833	93,503
51年	10,545	14,791	18,383	3,592	-4,246	105,782	85,872	110,028	89,203
52年	6,834	14,030	17,648	3,618	-7,196	100,462	82,270	107,658	87,890
53年	8,191	13,027	16,833	3,806	-4,836	98,516	81,214	103,352	85,696
54年	3,159	12,293	16,010	3,717	-9,134	93,862	78,174	102,996	86,467
55年	3,552	11,059	15,003	3,944	-7,507	90,850	75,345	98,357	82,297
56年	6,516	10,699	14,775	4,076	-4,183	90,184	75,963	94,367	80,117
57年	9,842	10,480	14,502	4,022	-638	96,762	79,873	97,400	80,854
58年	10,793	10,293	14,671	4,378	500	97,352	79,082	96,852	78,183
59年	11,829	10,156	14,546	4,390	1,673	96,535	77,542	94,862	75,910
60年	14,793	9,526	14,003	4,477	5,267	100,697	80,852	95,430	75,602
61年	18,726	9,250	13,773	4,523	9,476	104,877	86,452	95,401	76,602
62年	19,805	9,246	13,999	4,753	10,559	107,100	89,702	96,541	79,090
63年	16,151	8,860	13,920	5,060	7,291	104,304	87,509	97,013	80,524
平成元年	14,330	8,052	13,090	5,038	6,278	108,446	90,945	102,168	84,554
2年	15,097	7,933	13,279	5,346	7,164	110,989	92,870	103,825	85,846
3年	11,793	8,007	13,494	5,487	3,786	107,601	90,682	103,815	86,980
4年	7,542	7,620	13,356	5,736	-78	108,807	90,567	108,885	90,825
5年	3,888	6,823	12,855	6,032	-2,935	108,686	89,108	111,621	92,153
6年	2,936	7,323	13,476	6,153	-4,387	110,517	88,600	114,904	93,296
7年	3,325	6,747	13,146	6,399	-3,422	108,772	86,957	112,194	90,704
8年	7,011	7,044	13,309	6,265	-33	111,293	87,329	111,326	87,703
9年	8,867	6,962	13,423	6,461	1,905	107,221	86,263	105,316	84,666
10年	12,452	6,973	13,756	6,783	5,479	108,315	87,750	102,836	82,631
11年	9,625	6,404	13,590	7,186	3,221	106,963	86,336	103,742	83,402
12年	11,165	6,800	13,755	6,955	4,365	108,528	87,846	104,163	83,709
13年	16,929	6,786	13,931	7,145	10,143	110,726	91,080	100,583	81,173
14年	13,942	6,675	13,861	7,186	7,267	108,200	88,254	100,933	81,164
15年	11,710	5,949	13,379	7,430	5,761	108,850	89,334	103,089	83,406
16年	11,871	6,059	13,542	7,483	5,812	107,174	87,497	101,362	81,728
17年	14,185	4,911	13,045	8,134	9,274	107,188	88,009	97,914	78,824
18年	16,811	5,762	13,849	8,087	11,049	109,046	90,248	97,997	79,413
19年	27,050	5,842	14,252	8,410	21,208	119,097	99,132	97,889	78,264
20年	20,130	5,870	14,609	8,739	14,260	111,132	92,519	96,872	78,445
21年	17,066	5,704	14,650	8,946	11,362	109,157	90,433	97,795	79,224
22年	10,283	5,281	14,799	9,518	5,002	103,058	85,053	98,056	79,916
23年	5,037	4,758	14,544	9,786	279	97,586	80,051	97,307	79,659
24年	8,715	4,758	14,565	9,807	3,957	100,042	82,344	96,085	77,622
25年	9,973	4,491	14,575	10,084	5,482	101,889	83,675	96,407	74,933
26年	11,812	4,211	14,395	10,184	7,601	99,953	82,894	92,352	73,526

資料：川崎市人口動態

オ 就業状況について

市内の有効求人倍率は、県内や全国と比べて低い傾向にあります。また、平成22年国勢調査の結果によると、就業者に占める市外への通勤者の割合は大都市の中で最も高い一方、市外からの通勤者の割合も高くなっており、就業に伴う人の流動性が高くなっています。

図表8 有効求人倍率の推移

本市の有効求人倍率の推移	
平成23年度	0.44
平成24年度	0.57
平成25年度	0.63
平成26年度	0.72

神奈川県の有効求人倍率の推移	
平成23年度	0.50
平成24年度	0.59
平成25年度	0.73
平成26年度	0.86

全国の有効求人倍率の推移	
平成23年度	0.68
平成24年度	0.82
平成25年度	0.97
平成26年度	1.11

資料：川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」ほか
 ※川崎公共職業安定所の数値には横浜市鶴見区分を含んでいます。

図表9 通勤の状況

夜間人口における就業者に占める市外への通勤者割合 (%)	
川崎市	53.1
相模原市	48.7
さいたま市	45.3
堺市	40.1
千葉市	39.8
横浜市	37.2
神戸市	22.7
名古屋市	19.0
大阪市	17.2
京都市	14.2
広島市	13.7
熊本市	13.4
岡山市	12.6
浜松市	10.3
仙台市	9.9
北九州市	9.8
福岡市	9.6
新潟市	8.3
東京都区部	7.9
静岡市	7.1
札幌市	6.5
平均	21.3

昼間人口における就業者に占める市外からの通勤者割合 (%)	
大阪市	52.1
東京都区部	43.0
川崎市	41.5
さいたま市	36.5
千葉市	35.8
堺市	32.7
名古屋市	31.4
相模原市	25.6
福岡市	25.5
神戸市	25.2
横浜市	24.9
京都市	23.2
仙台市	20.0
岡山市	17.6
熊本市	16.5
北九州市	14.0
広島市	12.9
静岡市	11.4
新潟市	9.9
浜松市	9.2
札幌市	7.6
平均	24.6

資料：平成25年度大都市比較統計年表から見た川崎市(平成22年国勢調査結果)

さらに、市内の事業所数及び従業者数は、平成24年と比べて平成26年は事業所数及び従業者数ともに増加傾向にあります。

図表10 市内の事業所数及び従業者数の推移

	事業所数(単位:事業所)		従業者数(単位:人)					
	総数	増減	総数	増減	男	増減	女	増減
平成21年	43,525		517,728		320,640		195,815	
平成24年	40,916	△ 2,609	514,781	△ 2,947	312,788	△ 7,852	199,619	3,804
平成26年	41,355	439	559,091	44,310	335,887	23,099	222,453	22,834

※平成26年は速報値。また、従業者数の総数は不詳が含まれているため男女の合計と一致しません。

資料：経済センサス調査結果

(2) 将来人口の推計と分析

ア 推計方法

(7) 推計の前提条件

推計期間については、平成 22(2010)年の国勢調査による人口を基準人口とし、平成 72(2060)年までとします。

(イ) 推計の内容

性年齢別人口の推計手法として代表的な推計手法である「コーホート要因法」¹による推計に、大規模住居系開発の見込みによる想定増加人口を加えています。

イ 総人口、年齢3区分別人口の推計

総人口は、平成 42(2030)年まで増加し、ピーク時は 152.2 万人に達するものと見込まれます。

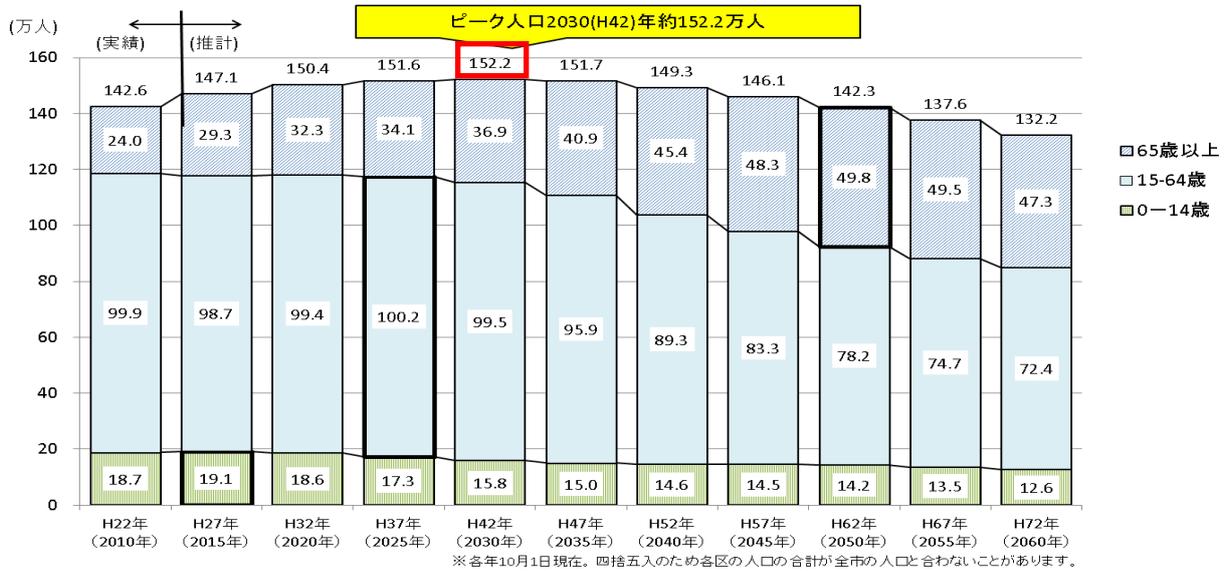
図表 11 将来人口の推計結果

	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	H32年 (2020年)	H37年 (2025年)	H42年 (2030年)	H47年 (2035年)	H52年 (2040年)	H57年 (2045年)	H62年 (2050年)	H67年 (2055年)	H72年 (2060年)
人口総数	1,425,500	1,471,400	1,503,500	1,515,700	1,522,000	1,517,200	1,492,500	1,461,100	1,422,600	1,376,400	1,322,300
男性	728,500	744,700	753,700	753,200	750,000	741,500	723,600	702,500	677,700	649,000	617,300
女性	697,000	726,800	749,800	762,500	772,000	775,700	768,800	758,600	744,900	727,400	705,000
0-14歳	187,400	190,900	186,400	172,900	158,100	149,500	145,700	144,900	142,300	135,200	126,000
うち0-4歳	67,300	65,600	59,100	53,500	49,700	49,700	50,700	49,700	47,100	43,400	39,900
15-64歳	998,500	987,400	994,300	1,002,400	995,300	959,000	892,700	833,300	781,900	746,500	723,700
65歳以上	239,600	293,100	322,900	340,500	368,600	408,700	454,000	482,800	498,400	494,800	472,700
うち75歳以上	105,700	136,800	167,900	199,300	210,200	212,400	227,100	255,600	290,000	307,700	310,300
0-14歳(%)	13.1%	13.0%	12.4%	11.4%	10.4%	9.9%	9.8%	9.9%	10.0%	9.8%	9.5%
うち0-4歳	4.7%	4.5%	3.9%	3.5%	3.3%	3.3%	3.4%	3.4%	3.3%	3.2%	3.0%
15-64歳(%)	70.0%	67.1%	66.1%	66.1%	65.4%	63.2%	59.8%	57.0%	55.0%	54.2%	54.7%
65歳以上(%)	16.8%	19.9%	21.5%	22.5%	24.2%	26.9%	30.4%	33.0%	35.0%	35.9%	35.7%
うち75歳以上(%)	7.4%	9.3%	11.2%	13.1%	13.8%	14.0%	15.2%	17.5%	20.4%	22.4%	23.5%
対2010年人口総数	0	45,900	78,000	90,200	96,500	91,700	67,000	35,600	▲2,900	▲49,100	▲103,200

年齢3区分別人口で見ると、0-14歳人口は平成 27(2015)年が最も多く 19.1 万人で、その後は減少を続け、平成 72(2060)年には 12.6 万人となります。15~64歳人口は平成 37(2025)年に 100.2 万人まで増加し、その後は減少に転じます。65歳以上人口は平成 62(2050)年に 49.8 万人まで増加し、その後は減少に転じると見込まれます。構成比で見ると 0-14歳人口、15-64歳人口ともに将来にわたって減少傾向となる見込みとなっている一方、65歳以上人口の割合は、平成 67(2060)年まで増加が継続と見込まれます。

¹ コーホート要因法：コーホートとは、ある年又はある期間に出生した人たちのことであり、これを1つの集団とします。コーホート要因法では、その集団ごとの出生率や死亡率などを計測し、その変化率から将来の人口を予測するものです。

図表 12 年齢3区分別将来人口の推計結果

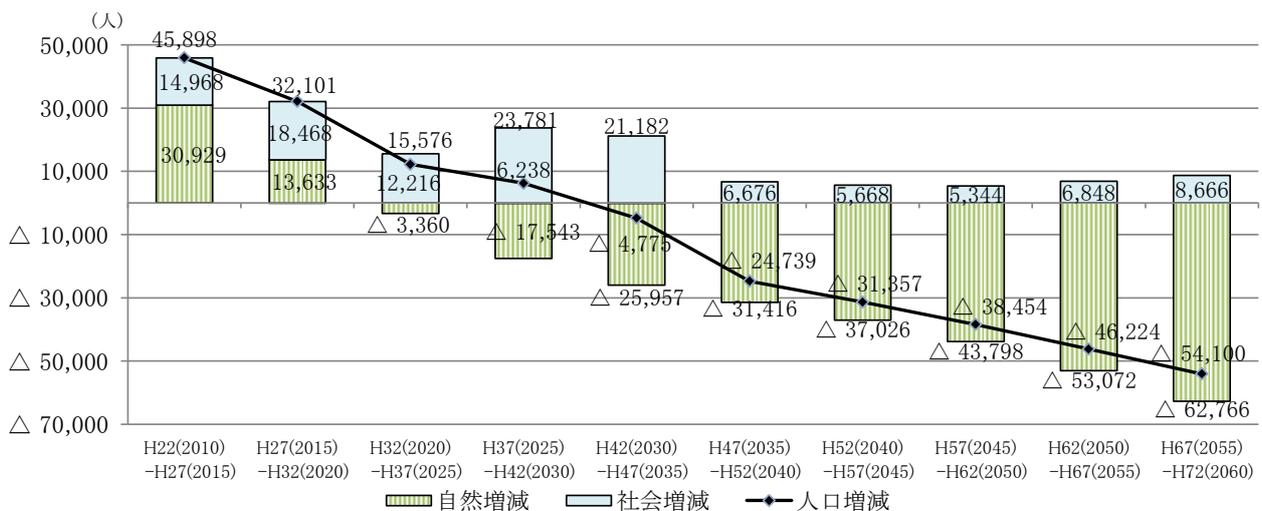


ウ 人口動態（自然動態、社会動態）の推計

自然動態は一貫して減少傾向をたどり、平成 32(2020)年から平成 37(2025)年の期間に自然増から自然減に転じます。

社会動態は社会増が続くものの、自然動態とあわせた人口動態は平成 42(2030)年から平成 47(2035)年の期間に減少に転じます。これまでは、安定した自然増により人口増を実現してきましたが、今後は自然減により人口減となることが見込まれます。

図表 13 人口動態の推計

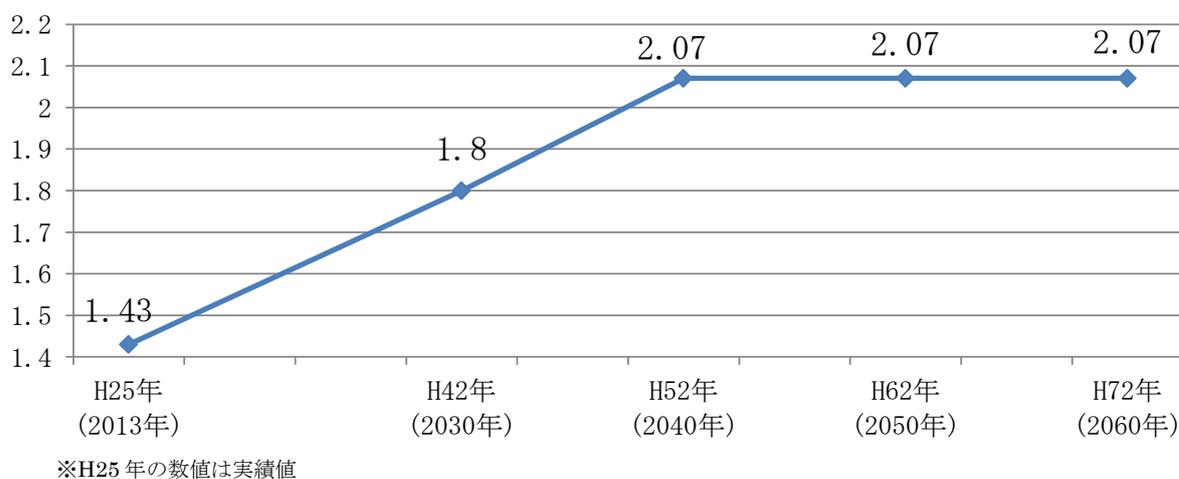


2 将来人口のシミュレーション

(1) シミュレーションにあたって

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の合計特殊出生率である「国民希望出生率=1.8」が平成42(2030)年までに達成され、平成52(2040)年を目途に、人口規模が長期的に維持される水準である「人口置換水準=2.07」に上昇した場合、平成72(2060)年に総人口1億人程度が確保されると見込んでいます。本市の将来人口のシミュレーションにあたっては、国の人口の将来展望の見込みを勘案し、シミュレーションを行います。

図表 14 国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」における合計特殊出生率の想定



(2) 前提条件

ア 合計特殊出生率の想定

合計特殊出生率は、起点を現在の本市全体の合計特殊出生率（1.38）とし、国の将来展望で想定する値（2.07）まで上昇するよう設定しています。国の将来展望で想定する値に到達後は一定としています。

イ 社会動態の想定

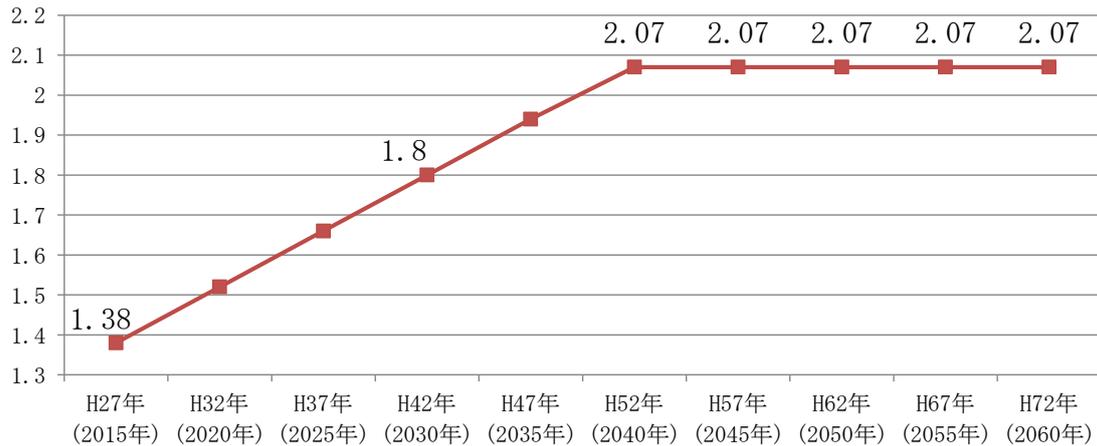
社会動態は、第2章1-(2)「将来人口の推計と分析」における推計で使用した移動率の値と同じに設定しています。

(3) シミュレーション結果

ア シナリオ1：「合計特殊出生率が平成52(2040)年に2.07まで上昇するケース」

本市においても、国の将来展望における合計特殊出生率の想定年次（H42:1.8 H52:2.07）でシミュレーションを行うと、次のとおりの結果になります。なお、起点となる平成27(2015)年は本市の直近の実績値（H25:1.38）としています。

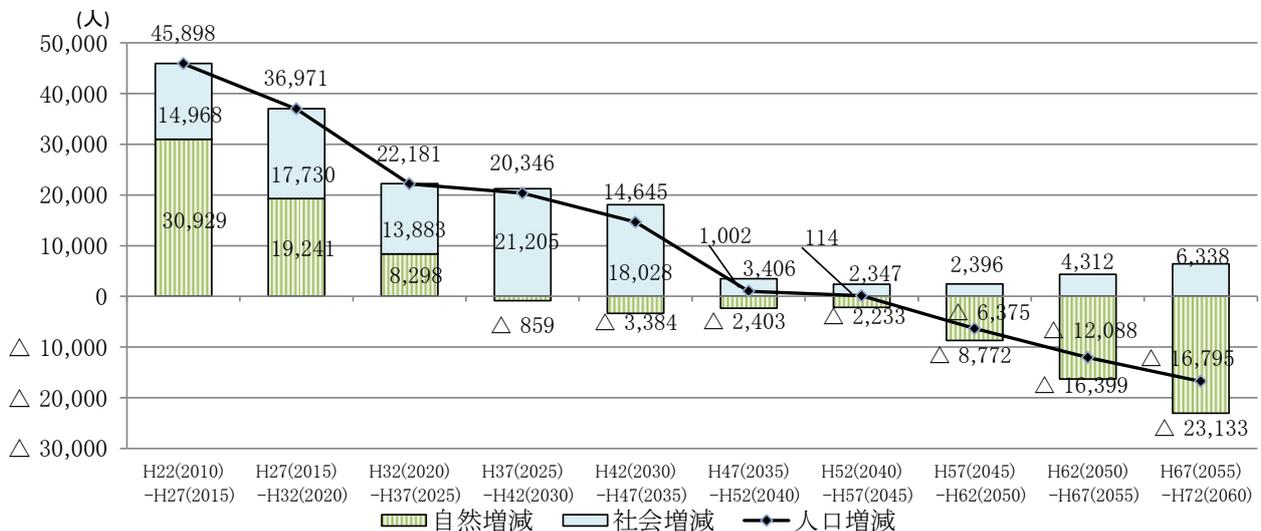
図表15 シナリオ1における合計特殊出生率の想定



(7) 人口動態（自然動態、社会動態）のシミュレーション結果

自然動態は増加幅が縮小傾向であり、平成37(2025)年から平成42(2030)年の間に減少に転じます。平成57(2045)年以降は大きく減少となっていきます。社会動態は増加が続きますが、平成47(2035)年以降は増加幅が小さくなります。自然動態と合わせた人口動態は増加幅が縮小傾向で、平成57(2045)年から平成62(2050)年の間に減少に転じます。

図表16 シナリオ1による人口動態シミュレーション結果



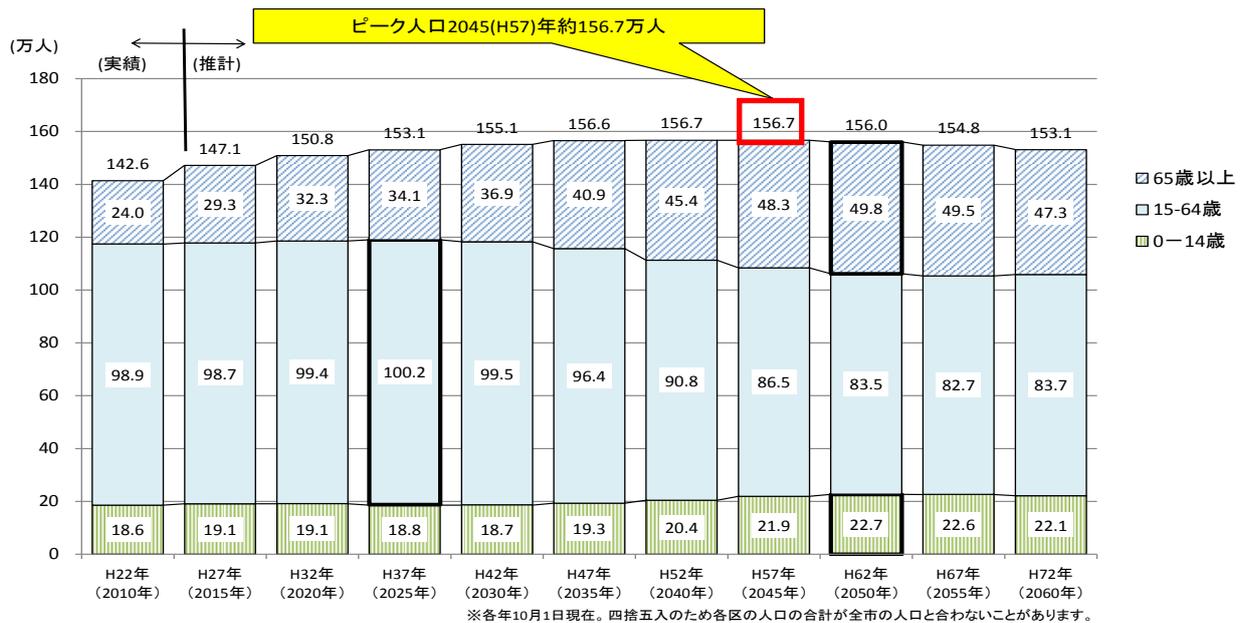
(イ) 総人口及び年齢3区分別人口のシミュレーション結果

本市における総人口は、平成 57(2045)年まで増加し、ピーク時は 156.7 万人に達します。0-14 歳人口は平成 32(2020)年以降、減少するものの、合計特殊出生率の上昇により出生数は増加傾向を続けた結果、平成 47(2035)年以降、増加に転じ、平成 62(2050)年がピークとなります。以降は 15~64 歳人口が横ばいとなり、出生数も横ばいとなることから、0~14 歳人口も横ばい傾向になります。15-64 歳人口は平成 37(2025)年、65 歳以上人口は平成 62(2050)年がピークとなります。

構成比別で見ると 0~14 歳人口及び 65 歳以上人口は平成 67(2055)年がピークとなります。生産年齢人口の 15~64 歳人口は平成 22(2010)年がピークとなり、以降は減少が続きます。

図表 17 シナリオ 1 によるシミュレーション結果

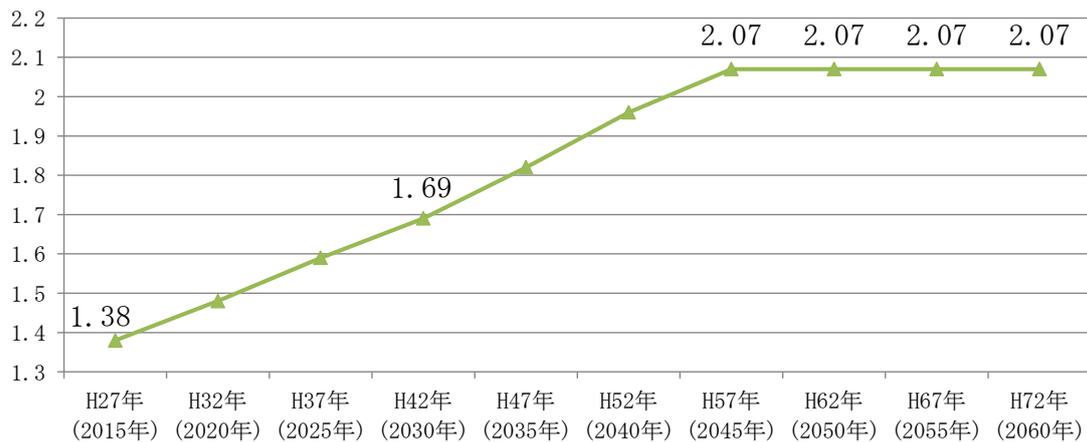
	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	H32年 (2020年)	H37年 (2025年)	H42年 (2030年)	H47年 (2035年)	H52年 (2040年)	H57年 (2045年)	H62年 (2050年)	H67年 (2055年)	H72年 (2060年)
人口総数	1,425,500	1,471,400	1,508,400	1,530,600	1,550,900	1,565,600	1,566,600	1,566,700	1,560,300	1,548,200	1,531,400
男性	728,500	744,700	756,200	760,900	764,900	766,500	761,800	756,900	748,600	737,300	724,600
女性	697,000	726,800	752,200	769,700	786,000	799,100	804,700	809,800	811,700	810,900	806,900
0-14歳	185,600	190,900	191,200	187,700	187,000	193,000	204,300	219,000	226,800	226,300	221,400
うち0-4歳	66,700	65,600	63,900	63,800	64,600	70,000	76,700	80,900	78,600	76,400	75,700
15-64歳	988,500	987,400	994,300	1,002,400	995,300	963,800	908,300	864,800	835,100	827,200	837,300
65歳以上	239,600	293,100	322,900	340,500	368,600	408,700	454,000	482,800	498,400	494,800	472,700
うち75歳以上	105,700	136,800	167,900	199,300	210,200	212,400	227,100	255,600	290,000	307,700	310,300
0-14歳(%)	13.0%	13.0%	12.7%	12.3%	12.1%	12.3%	13.0%	14.0%	14.5%	14.6%	14.5%
うち0-4歳	4.7%	4.5%	4.2%	4.2%	4.2%	4.5%	4.9%	5.2%	5.0%	4.9%	4.9%
15-64歳(%)	69.3%	67.1%	65.9%	65.5%	64.2%	61.6%	58.0%	55.2%	53.5%	53.4%	54.7%
65歳以上(%)	16.8%	19.9%	21.4%	22.2%	23.8%	26.1%	29.0%	30.8%	31.9%	32.0%	30.9%
うち75歳以上(%)	7.4%	9.3%	11.1%	13.0%	13.6%	13.6%	14.5%	16.3%	18.6%	19.9%	20.3%
対2010年人口総数	0	45,900	82,900	105,100	125,400	140,100	141,100	141,200	134,800	122,700	105,900



イ シナリオ 2 : 「合計特殊出生率が平成 57(2045)年に 2.07 まで上昇するケース」

本市においても、国の将来展望における合計特殊出生率の上昇率と同じペース(25年間で約 0.6 の上昇) でシミュレーションを行うと次のとおりの結果になります。なお、起点となる平成 27(2015)年は本市の直近の実績値(H25:1.38)としています。

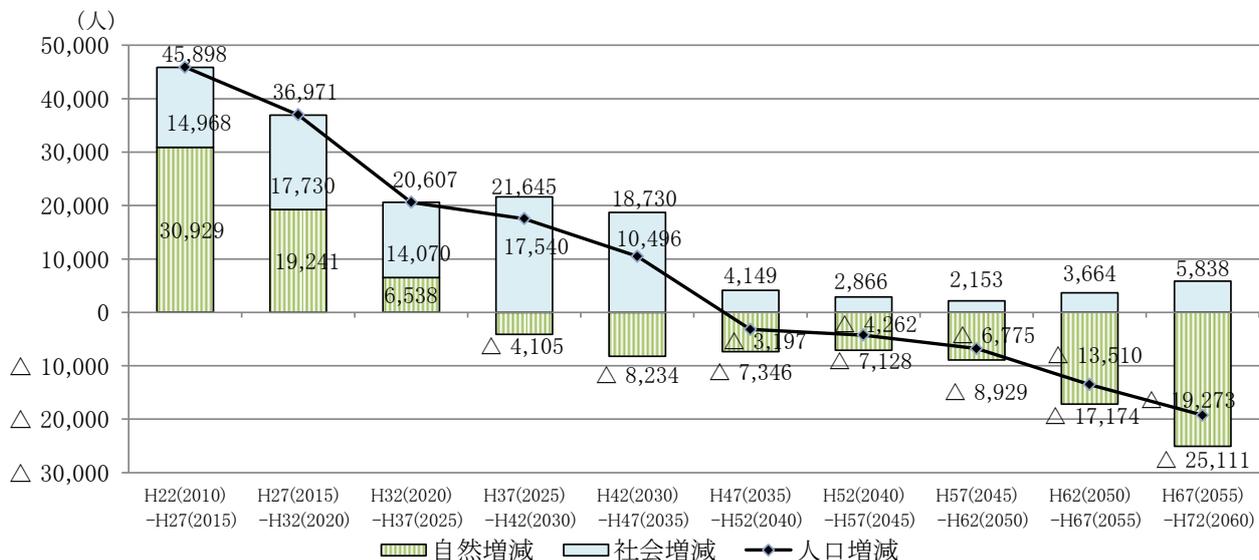
図表 18 シナリオ 2 における合計特殊出生率の想定



(7) 人口動態（自然動態、社会動態）のシミュレーション結果

自然動態は増加幅が縮小傾向であり、平成 37(2025)年から平成 42(2030)年の間に減少に転じます。平成 62(2050)年までは緩やかな減少であります、以降は減少幅が 1 万人を超えます。社会動態は増加が続きますが、平成 47(2035)年以降は増加幅が小さくなります。自然動態と合わせた人口動態は増加幅が縮小傾向で、平成 47(2035)年から平成 52(2040)年の間には減少に転じ、以降は減少幅が拡大していきます。

図表 19 シナリオ 2 による人口動態シミュレーション結果



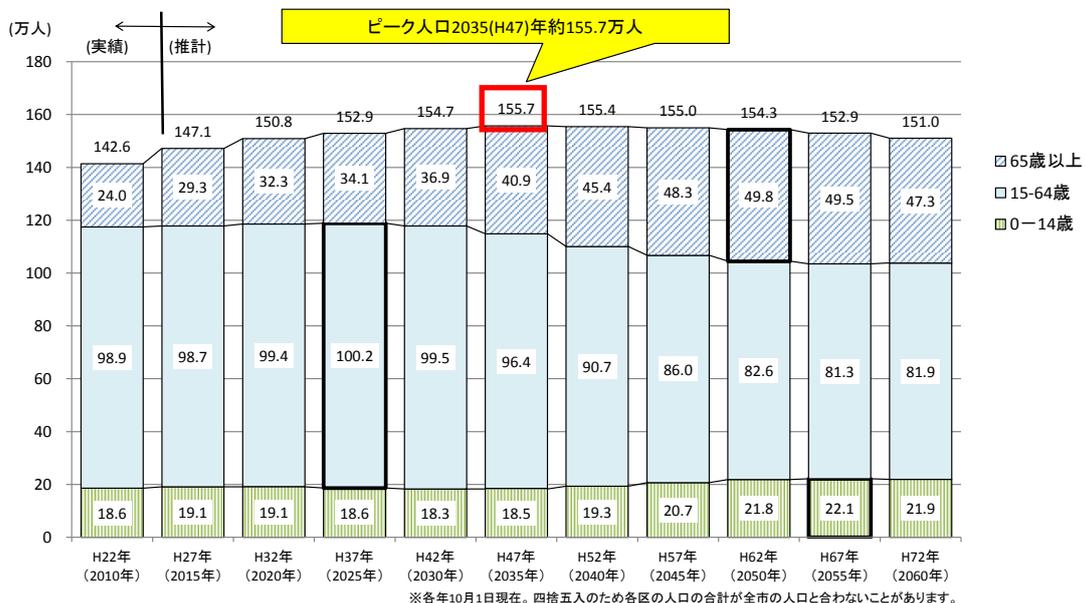
(イ) 総人口及び年齢3区分別人口のシミュレーション

本市における総人口は、平成 47(2035)年まで増加し、ピーク時は 155.7 万人に達します。0～14 歳人口は平成 32(2020)年以降、減少するものの、合計特殊出生率の上昇により出生数は増加傾向を続けた結果、平成 47(2035)年以降、増加に転じ、平成 67(2055)年がピークとなります。以降は 15～64 歳人口が横ばいとなり、出生数も横ばいとなることから、0～14 歳人口も横ばい傾向になります。15～64 歳人口は平成 37(2025)年、65 歳以上は平成 62(2050)年がピークとなります。

構成比別でみると 0～14 歳人口は平成 72(2060)年、65 歳以上人口は平成 67(2055)年がピークとなります。生産年齢人口の 15～64 歳人口は平成 22(2010)年がピークで、平成 72(2060)年に増加に転じるものの、それまでは減少が続きま

図表 20 シナリオ 2 によるシミュレーション結果

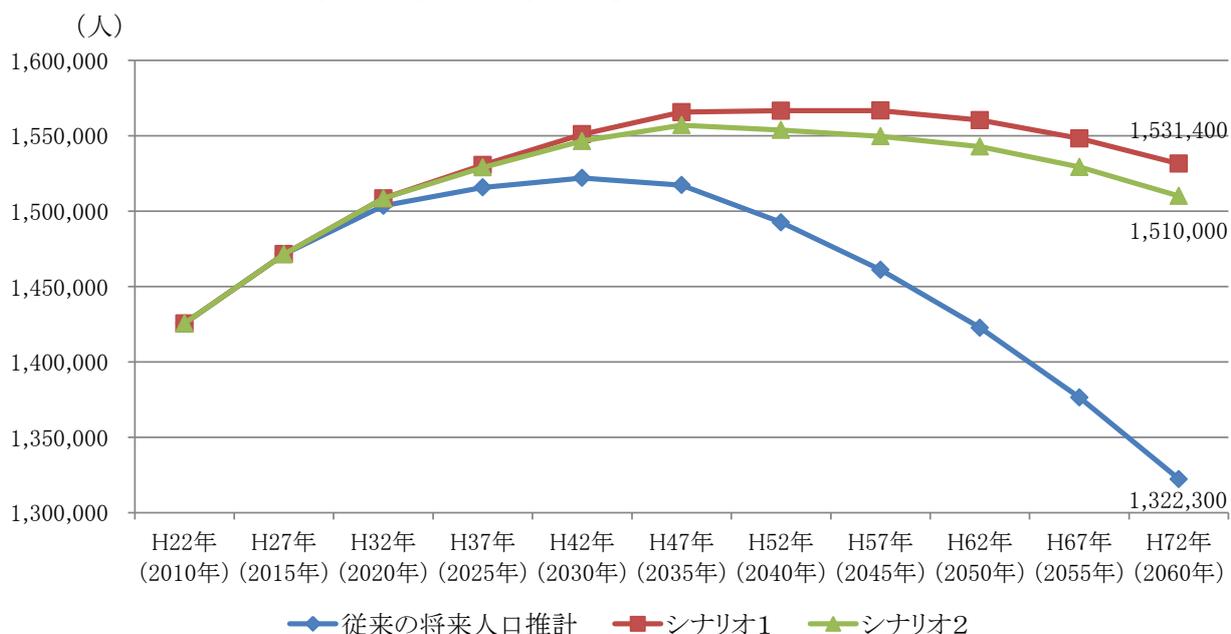
	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	H32年 (2020年)	H37年 (2025年)	H42年 (2030年)	H47年 (2035年)	H52年 (2040年)	H57年 (2045年)	H62年 (2050年)	H67年 (2055年)	H72年 (2060年)
人口総数	1,425,500	1,471,400	1,508,400	1,529,000	1,546,500	1,557,000	1,553,800	1,549,600	1,542,800	1,529,300	1,510,000
男性	728,500	744,700	756,200	760,100	762,700	762,100	755,300	748,100	739,600	727,600	713,600
女性	697,000	726,800	752,200	768,900	783,900	794,900	798,600	801,500	803,200	801,700	796,400
0～14歳	185,600	190,900	191,200	186,100	182,600	184,500	193,100	206,500	218,400	221,300	218,800
うち0～4歳	66,700	65,600	63,900	62,200	61,700	65,600	72,200	76,500	78,500	75,700	73,900
15～64歳	988,500	987,400	994,300	1,002,400	995,300	963,800	906,700	860,300	825,900	813,200	818,600
65歳以上	239,600	293,100	322,900	340,500	368,600	408,700	454,000	482,800	498,400	494,800	472,600
うち75歳以上	105,700	136,800	167,900	199,300	210,200	212,400	227,100	255,600	290,000	307,700	310,300
0～14歳(%)	13.0%	13.0%	12.7%	12.2%	11.8%	11.8%	12.4%	13.3%	14.2%	14.5%	14.5%
うち0～4歳	4.7%	4.5%	4.2%	4.1%	4.0%	4.2%	4.6%	4.9%	5.1%	4.9%	4.9%
15～64歳(%)	69.3%	67.1%	65.9%	65.6%	64.4%	61.9%	58.4%	55.5%	53.5%	53.2%	54.2%
65歳以上(%)	16.8%	19.9%	21.4%	22.3%	23.8%	26.2%	29.2%	31.2%	32.3%	32.4%	31.3%
うち75歳以上(%)	7.4%	9.3%	11.1%	13.0%	13.6%	13.6%	14.6%	16.5%	18.8%	20.1%	20.5%
対2010年人口総数	0	45,900	82,900	103,500	121,000	131,500	128,300	124,100	117,300	103,800	84,500



ウ シミュレーション結果

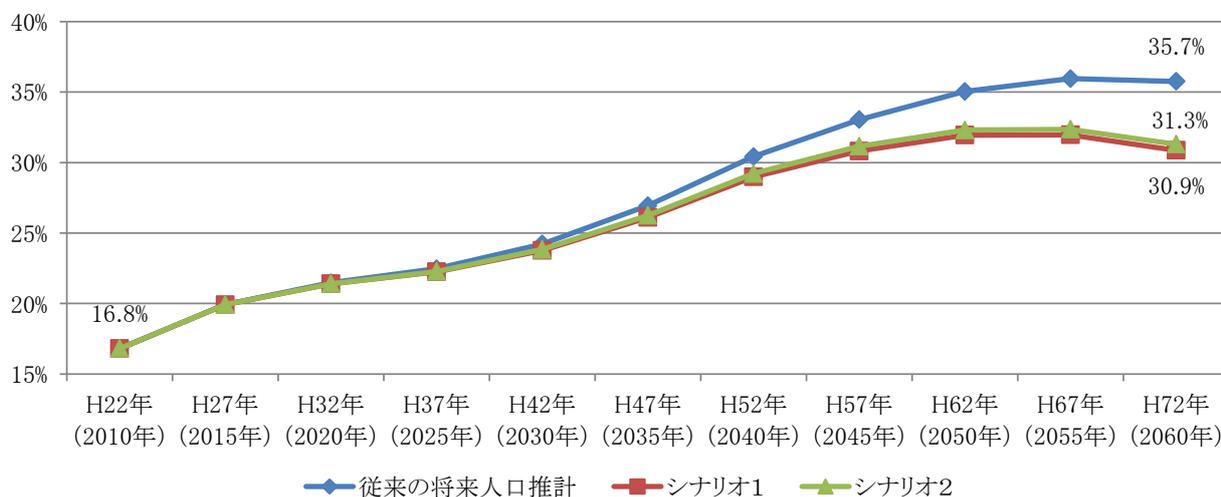
シナリオ1とシナリオ2はともに、平成72(2060)年でも人口が150万人以上を維持するとのシミュレーション結果になります。これは、第2章1-(2)「将来人口の推計と分析」での、現状の条件の下に得られた結果である132万人と比較すると、人口減少に一定の歯止めがかかると見込まれることになります。

図表21 各シナリオによるシミュレーション結果比較



設定したシナリオの実現は極めて困難と考えられますが、急速な人口減少を緩和する取組が必要となります。

図表22 各シナリオによる高齢化率のシミュレーション結果比較

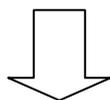


3 人口の変化が地域に与える影響と今後のめざすべき方向

(1) 総人口の推移及び将来人口推計について

本市の人口は、全国的には人口減少社会に転換している中でも、引き続き増加を続けています。人口増加比率は大都市の中で最も高く²なっており、近年は全国的に見ても著しい人口増加が続いています。今後 15 年程度は増加傾向が続き、平成 42(2030)年には人口が 152.2 万人となりピークを迎えるものと想定されていますが、その後は、減少に転じる見込みとなっています。

また、人口動態については、今後も一定の社会増が見込まれる一方、自然動態では、平成 37(2025)年から平成 42(2030)年の間には自然減となり、以降、減少幅が拡大することや、さらに平成 42(2030)年から平成 47(2035)年の間には、人口動態が減少に転ずると見込まれます。



○住みやすく魅力的なまちへ

本市の人口は、平成 37(2025)年には団塊の世代が 75 歳を超えるなど、高齢者が急速に増加する一方で、子育て世代の減少や、出生数の低下などにより、大きく変化することが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されています。

こうした中で、都市の活力を維持していくためには、少子化に歯止めをかけ、人口減少をできるだけ緩やかにする方向で政策を考えていく必要があります、子育て支援や、次代を担う子ども・若者の育成、元気な高齢者が社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通した生きがいづくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりの推進などが重要となります。

近隣都市との適切な連携のもとで、川崎市の地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる拠点の形成とともに、誰もが安全で安心して暮らせる住みやすく魅力的なまちをめざした取組を進めていく必要があります。

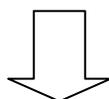
²国勢調査結果（H17-22 比較）による。

(2) 個別要素の分析を踏まえた取組の方向

ア 合計特殊出生率について

本市の合計特殊出生率は、平成 25(2013)年で 1.38 となっており、近年は緩やかな回復傾向にあるものの、全国の 1.43 と比べて低い水準となっています。本市、全国ともに、人口規模が長期的に維持される水準の「人口置換水準=2.07」には届いていない状況にあります。

こうした少子化の要因としては、核家族や共働き世帯の増加に伴う子育てに関する経済的・心理的負担などが挙げられています。



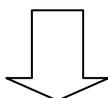
○子育てしやすいまちへ

合計特殊出生率が上昇し、社会を支える担い手となる年少人口・生産年齢人口が将来的に回復するためには、多様な子育てニーズへの適切な対応を図るとともに、就労と子育てが両立できる社会の実現に向けた子育て環境づくりを進めていく必要があります。

イ 就業状況について

本市の就業者に占める市外への通勤者の割合は、大都市の中で最も高い一方、市外からの通勤者の割合も高く、首都圏に位置する地理的特徴等により、就業に伴う人の流動性が高い状況にあります。

一方で、少子高齢化・人口減少の進展は、国内市場の縮小などをはじめ、産業を取り巻く環境に大きな影響を及ぼすとみられています。



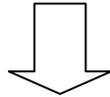
○働きやすいまちへ

人の流動性が高い本市においても、活力ある地域経済を維持するためには、成長産業の育成により産業集積を維持・強化するなど、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことで本市の魅力を高め、働きやすいまちをめざした取組を進めていく必要があります。

ウ 高齢化率について

本市の高齢化率は、16.8%と大都市の中で最も低くなっているものの、平成32(2020)年には21.5%となり、本市においても超高齢社会（一般的には65歳以上の人口比率が21%を超えた状態とされています。）の到来とともに、平成67年(2055)年には現役世代約1.5人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

また、核家族化や平均寿命の伸長に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加が進行しています。



○持続可能なまちへ

高齢者などはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

第3章 総合戦略

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

第2章「人口ビジョン」で示したように、本市の人口は今後15年程度は増加傾向が続き、平成42年に152万2千人でピークを迎えるものの、その後減少に転じ、平成72年には132万2千人と、人口ピークから20万人の減少が見込まれています。この間、高齢化率は平成22年の16.8%からピークとなる平成62年の35.0%まで大幅に高くなるとともに、年少人口は平成27年をピークにその後減少が続くなど、人口減少及び少子高齢化の進展が見込まれ、人口の推移に対応した施策が求められます。

また、国が定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定、平成27年12月24日改訂版閣議決定）では、「地方における安定した雇用を創出する」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」といった基本目標が掲げられています。この基本目標の達成には、就業者の市外への流失³、有効求人倍率の低さ⁴、人口増加比率の高さ⁵、合計特殊出生率の低さ⁶、超高齢社会の到来⁷など本市の状況を踏まえ、働きやすく、住みやすく魅力的で、子育てしやすい、持続可能なまちとなるよう取組を進めていくことが重要となります。また、交通・物流の利便性や、先端産業・研究開発機関の集積、豊富な文化・芸術資源等の本市のポテンシャルを最大限に活用するとともに、自治体間連携等を積極的に進めることで、本市のみならず、我が国全体のまち・ひと・しごと創生に寄与することをめざします。

こうしたことから、本市が将来にわたって発展していくよう、福祉や教育・文化振興などの市民に身近な行政サービスを持続的に提供することにより、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟」したまちをめざすとともに、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させるような都市部ならではのまち・ひと・しごと創生に向けた取組を推進するために、本総合戦略を策定します。

³就業者に占める市外への通勤者の割合は53.1%で大都市中最高となっています。

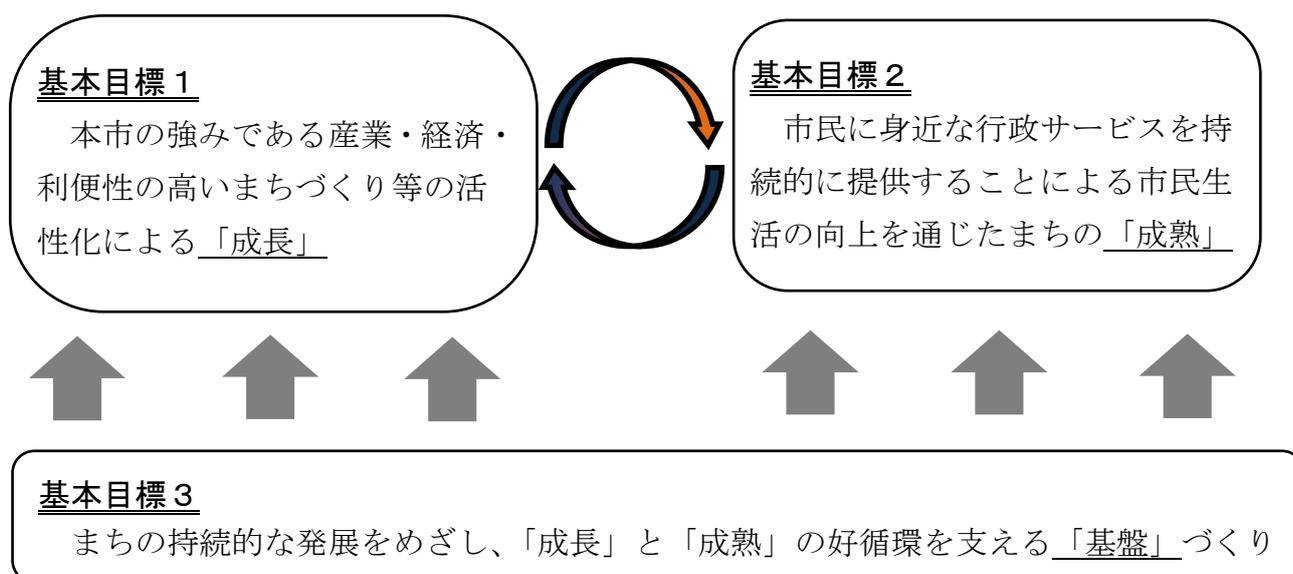
⁴平成26年度全国平均の1.11に対し、本市は0.72となっています。

⁵大都市中、最も高く、近年は全国的に見ても著しい人口増加が続いています。

⁶平成25年全国平均の1.43に対し、本市は1.38となっています。

⁷高齢化率は、大都市中、最も低くなっているものの、今後、全国の上昇率より高い形で急速に高齢化が進み、平成32年には21.5%となる見込みとなっています。

<持続的な発展に向けて>



(2) 総合戦略の位置付け

ア 国の総合戦略との関係

創生法第10条においては、「市町村は、国や県の総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた基本的な計画（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています。

こうしたことから、本総合戦略は、国の「総合戦略」にある「地方における安定した雇用を創出する」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という基本目標を勘案し策定しています。

イ 本市総合計画との関係

本市の総合計画は、今後30年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めた「基本構想」、今後概ね10年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するための23の政策及びその方向性を明らかにした「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定める「実施計画」の3層から構成された市政運営の基本となる計画です。

また、本市の総合計画では、市政運営のビジョンである基本構想や基本計画でめざしていく、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち」を実現し、ビジョ

ンを具現化するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った「かわさき10年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めています。

本市の総合計画は、人口の現状を分析し、将来人口を推計の上、策定するものであり、まち・ひと・しごと創生の基本的な方向性を包含するものであることから、これに基づき、人口ビジョンの現状分析とシミュレーションの結果も踏まえながら、今後5年間の具体的な取組を取りまとめ、総合戦略を策定します。

ウ 総合戦略の計画期間

総合戦略の計画期間は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図る観点等から、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までとします。

エ PDCAマネジメントサイクルの実施

本総合戦略の着実な推進にあたり、市民の実感指標やKPI*（重要業績評価指標）を基に、実施した施策・事業の効果を検証するとともに、必要に応じて総合戦略を改訂するといったPDCAマネジメントサイクルを適切に行っていくことが必要となります。

具体的なフォローアップの進め方については、次のとおりです。

(ア) 各年度における達成度の評価及び効果の検証

各施策に設定したKPIを活用し、その達成度を客観的に評価するとともに、まち・ひと・しごと創生の視点から施策効果に関する検証を適切に実施していくこととします。

(イ) 必要に応じた総合戦略の見直し

達成度の評価を行った上で、総合戦略自体を必要に応じて適宜見直すとともに、具体的施策に位置付ける各事業についても、その時点での社会の情勢に応じて、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）を踏まえた事業の見直しを検討していきます。

* KPI：Key Performance Indicator の略称で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことです。

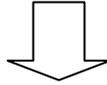
アウトカム指標（※1）（アウトカム指標が設定できない場合は、アウトプット指標（※2））を設定することで、定期的に達成度を測定し、施策・事業の効果検証を行っていきます。

（※1）アウトカム指標 「行政活動の結果として市民にもたらされた便益」を表す客観的な指標

（※2）アウトプット指標 「行政活動そのものの結果」を表す客観的な指標

2 基本目標を実現する7つの基本的方向

第3章1「基本的な考え方」で示した3つの基本目標に基づき、少子高齢化の進展をはじめとする中長期的な課題を踏まえるとともに、本市のポテンシャルとチャンスを活用しながら、7つの基本的方向を設定し、具体的な施策・事業を推進します。



基本目標1 本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等の活性化による「成長」

- ⇒基本的方向1 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす
- 基本的方向2 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

基本目標2 市民に身近な行政サービスを持続的に提供することによる市民生活の向上を通じたまちの「成熟」

- ⇒基本的方向3 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす
- 基本的方向4 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす
- 基本的方向5 「みんなの心がつながるまち」をめざす

基本目標3 まちの持続的な発展をめざし、「成長」と「成熟」の好循環を支える「基盤」づくり

- ⇒基本的方向6 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす
- 基本的方向7 「チャレンジを続け、いつでも活力あふれるまち」をめざす

3 基本目標、基本的方向、具体的施策

(1) 基本目標 1 本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等の活性化による「成長」

ア 基本的方向 1 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市計画道路の整備や交差点の改良など、交通渋滞を解消し、便利でうるおいのある、環境に配慮した住みやすいまちをめざします。

【市民の実感指標】

○交通便利性の高いまちだと思う市民の割合
62%（平成 27 年度） ⇒ 65.2%以上（平成 31 年度）

具体的施策 1 魅力にあふれた広域拠点の形成

○グローバル化が急速に進展する中で、首都圏の好位置にある本市の強みを最大限に活かした広域拠点の整備により、戦略的に「都市の成長」を引き寄せ、時代の変化に応じて必要となる都市機能の集積・更新により「都市の成熟化」を図ることで、都市の活力向上による持続可能なまちづくりを推進します。

【K P I】

- ①広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅周辺人口
12.6 万人（平成 26 年度） ⇒ 12.9 万人以上（平成 29 年度）
- ②広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅平均乗車人員
52.4 万人/日（平成 25 年度） ⇒ 53.8 万人/日以上（平成 28 年度）

<主な取組>

- ・川崎駅周辺総合整備事業
- ・京急川崎駅周辺地区整備事業
- ・J R 川崎駅北口自由通路等整備事業
- ・小杉駅周辺地区整備事業
- ・新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業

具体的施策 2 個性を活かした地域生活拠点の整備

○交通結節点である鉄道駅を中心とした地域生活拠点では、市街地開発事業等により商業、業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに、バリアフリーに配慮した交通広場等の都市基盤の整備等を行うことで、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約したまちづくりを進めています。今後も引き続き、それぞれの地域特性や個性を活かした地域生活拠点の整備を推進します。

○鉄道沿線を中心に、概ね 4 つのエリアに展開する生活行動圏では、広域拠点等の重点的整備により、まちづくりによる大きな効果が見られる中、その効果が拠点駅周辺の身近な駅周辺にも波及しつつある状況を捉え、拠点整備の波及効果を効率的か

つ効果的に活用するため、生活行動圏に沿った拠点間を結ぶ4つのエリアそれぞれの特性を活かした身近なまちづくりを推進します。

- 広域拠点や地域生活拠点以外の交通利便性が高い身近な駅周辺では、鉄道を軸に沿線の拠点地区と都市機能を連携・分担し、地域の特性や課題に応じた交通や生活の利便性の充実などにより、地域住民の暮らしを支えるまちづくりを推進します。

【K P I】

- ①地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅周辺人口

17.5万人（平成26年度） ⇒ 17.6万人以上（平成29年度）

- ②地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅平均乗車人員

51.5万人/日（平成25年度） ⇒ 52.1万人/日以上（平成28年度）

＜主な取組＞

- ・新川崎・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業
- ・溝口駅周辺地区まちづくり推進事業
- ・鷺沼駅周辺まちづくり推進事業
- ・登戸土地区画整理事業

具体的施策3 市域の交通網の整備

- 首都圏及び本市の都市機能の強化など都市の活力を支える都市計画道路については、今後の社会経済環境の変化等を踏まえ、その必要性を総合的に検証し、必要に応じて見直しを進めるとともに、実行性の高い「道路整備プログラム」に基づいた「選択と集中」による効率的、効果的な整備を進めます。

- 慢性的な渋滞は、大きな経済損失を招くとともに、環境の悪化や安全性の低下、加えて、路線バスの定時性の低下など、市民生活の豊かさに大きく関わる重要な課題です。一方で、渋滞の基本的な対策である道路ネットワークの形成には一定の期間を要することから、交差点改良など局所的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的に渋滞緩和を図ります。

- 「開かずの踏切」は交通渋滞の原因となるとともに、路線バスの定時運行の支障となっています。また、高齢者や通学児童の安全性や地域の生活利便性の低下、さらに、災害時には避難や物資輸送の障害が想定されるなど、さまざまな課題の要因となっています。こうした交通課題を抜本的に解決するため、連続立体交差事業の推進など、本市の都市構造やまちづくりにまで効果が広く及ぶ基幹的な都市基盤整備を進めます。

【K P I】

- ①都市計画道路進捗率

68%（平成26年度） ⇒ 71%以上（平成37年度）

- ②市内幹線道路における混雑時（朝夕ピーク時）の平均走行速度

16.9km/h（平成26年度） ⇒ 17.8km/h以上（平成37年度）

<主な取組>

- ・都市計画道路網調査事業
- ・道路計画調査事業
- ・道路改良事業
- ・渋滞対策事業
- ・京浜急行大師線連続立体交差事業
- ・JR南武線連続立体交差事業
- ・橋りょう整備事業

具体的施策4 広域的な交通網の整備

- 高齢化の進展やライフスタイルの多様化などにより、移動の目的や利用する交通手段が大きく変化していることから、将来の都市活動や経済活動なども視野に入れた「総合都市交通計画」を踏まえ、首都圏や本市における交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網の整備を推進します。さらには、自動車利用から公共交通利用への転換に向けて鉄道ネットワーク機能の強化などを推進し、公共交通の利用促進を図ります。
- 鉄道は、低炭素で環境にやさしく、多くの人を短時間で安全に運べる交通機関である一方で、通勤・通学時間帯を中心に激しい混雑が発生していることから、鉄道事業者との適切な連携により、鉄道の安全性の向上や輸送力増強等による混雑の緩和などに向けた効率的かつ効果的な取組を推進します。
- 首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的なネットワークの形成や、市内の交通混雑の解消及び沿道環境の改善、また、災害時における物資輸送を支える道路ネットワークの確保のため、川崎縦貫道路や国道357号など広域的な幹線道路網整備の取組を促進します。

【KPI】

- ①都市拠点から羽田空港までの平均所要時間
44分（平成17・24年度） ⇒ 約20%短縮（平成44年度）
- ②JR南武線の最混雑時間帯における混雑率
195%（平成26年度） ⇒ 180%以下（平成44年度）

<主な取組>

- ・鉄道計画関連事業
- ・広域幹線道路整備促進事業
- ・川崎縦貫道路の整備事業

具体的施策5 魅力ある公園緑地等の整備

- 公園緑地は、都市における緑と水のオープンスペースの中核を成すものであり、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や地

域コミュニティ活動の場、さらに災害発生時の避難地、救援活動拠点など重要な役割を果たしています。このようなことから、うるおいのある豊かな市民生活の実現や新たな社会的なニーズに対応するため、街区公園などの身近な公園を地域の実情に応じて、計画性を持って整備します。再編整備が行われている富士見公園や等々力緑地、多くの団体が活動している生田緑地といった大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備を進めます。

○市内の公園は、直近 10 年間で増加傾向にある一方、その約 6 割が開園後 30 年を経過し、更新時期を迎えています。そのため、予防保全型など適切な管理手法により、計画的な点検と維持管理の取組を進めるとともに、再整備を行う場合は、市民参加による地域のニーズに即した魅力ある公園づくりを進めます。

【K P I】

①一人あたりの公園緑地面積

5.0 m²/人（平成 26 年度） ⇒ 5.0 m²/人以上（平成 29 年度）

<主な取組>

- ・魅力的な公園整備事業
- ・富士見公園整備事業
- ・生田緑地整備事業
- ・長期未整備公園の緑地整備
- ・公園施設長寿命化事業
- ・菅生緑地整備事業

具体的施策 6 協働の取組による緑の創出と育成

○緑豊かなまちづくりに向けて、身近な生活環境で緑を実感し、地域のそれぞれの公園緑地の課題を解決するために、「管理運営協議会」や「緑の活動団体」など、地域を構成するさまざまな主体との連携、協働のしくみなどを通じて地域の力を最大限に活用した公園緑地の保全を進めます。

○公園緑地内に立地し、多くの方々が利用するさまざまな施設について、公園の特性にあわせて、民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組を進めることにより、施設間の効率的な連携や効果的な管理運営など、公園緑地の魅力や利用者サービスの向上を図ります。

【K P I】

①緑のボランティア活動の累計か所数

2,355 か所（平成 26 年度） ⇒ 2,380 か所以上（平成 29 年度）

<主な取組>

- ・パークマネジメント推進事業

具体的施策 7 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

- 持続可能な循環型のまちを実現するためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物の再使用、再生利用を進める 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が必要です。本市では、人口増加が進む一方で、廃棄物の焼却量については、これまで分別収集などの資源化を中心とした取組により、この 10 年間で約 20% の大幅な削減が図られてきたところですが、より一層の環境負荷の低減を図るため、今後も引き続き分別収集の推進に取り組むとともに、市民・事業者・行政の協働による 2 R（発生抑制、再使用）の取組を重点的に推進します。
- 廃棄物の収集運搬については、市民生活を支える重要なライフラインとして、民間部門を活用しながら引き続き安定性・安全性を確保して効果的・効率的に事業を推進します。また、廃棄物の処理については、適正かつ安定的に処理施設を稼働させるとともに、長期的な視点で適切な処理施設の更新を進め、効果的・効率的で安定的な事業運営を推進します。

【K P I】

① 1 人 1 日あたりのごみ排出量

998g（平成 26 年度） ⇒ 971g 以下（平成 29 年度）

② ごみ焼却量（1 年間）

37.1 万 t（平成 26 年度） ⇒ 36.0 万 t 以下（平成 29 年度）

<主な取組>

- ・資源物・ごみ処理事業
- ・廃棄物処理施設建設事業
- ・廃棄物処理施設基幹的整備事業

イ 基本的方向2 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

本市に集積する先端技術や、ものづくり産業、研究機関などの力を活かして、成長が続くアジアをはじめとした、世界で輝き、環境と産業が調和した、未来をひらくまちをめざします。また、頑張る中小企業や商店街等を応援し、活気にあふれる元気なまちづくりを進めます。

【市民の実感指標】

○働きやすいまちだと思える市民の割合

29.7%（平成27年度） ⇒ 31.8%以上（平成31年度）

○市内産業に活力があり、事業者が元気なまちだと思える市民の割合

28.3%（平成27年度） ⇒ 30.9%以上（平成31年度）

具体的施策1 科学技術を活かした研究開発基盤の強化

○本市には、試作・製品開発・加工など幅広いものづくり産業とともに、約400の研究機関が集積しており、高度な技術・知識を活かした高付加価値型の産業構造への転換が進んでいます。ライフサイエンス等の成長産業分野を中心に高い汎用性が期待できるナノ・マイクロ領域のものづくり技術において優位性を確立することで、超高齢社会に対応した付加価値の高い最先端医療産業を創出するなど、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざした産業の育成を進めます。

○新川崎・創造のもり地区にオープンイノベーションの拠点となる「産学交流・研究開発施設」を整備することで、先端技術を有する大企業・研究機関等を誘致しつつ、市内での起業・創業や市内中小企業の新分野への進出を促進します。

○殿町キングスカイフロントに整備された最先端研究施設「ナノ医療イノベーションセンター」をライフイノベーションの中核施設と位置づけ、最先端医療関連産業を創出するとともに、試作開発・量産化により市内中小企業のビジネスチャンスを拡大させます。

○小杉町二丁目地区にコンベンション施設を整備し、企業・研究者・技術者等の交流機会の創出・拡大を通じて、オープンイノベーションを促進する新たな交流拠点を形成します。

【KPI】

①新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数

94件（平成26年度） ⇒ 96件以上（平成29年度）

②ナノ医療イノベーションセンターの入居率

44%（平成27年12月現在） ⇒ 60%以上（平成29年度）

③小杉町二丁目地区コンベンション施設の稼働率

—（平成26年度） ⇒ 55%以上（平成33年度）

<主な取組>

- ・新川崎・創造のもり推進事業
- ・ナノ医療イノベーション推進事業
- ・コンベンション等整備推進事業

具体的施策2 地球環境の保全に向けた取組の推進

- 本市では、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、平成32（2020）年度までに平成2（1990）年度比で25%以上の温室効果ガス排出量の削減をめざし、市民・事業者・行政など多様な主体の協働による温室効果ガスの排出量削減の取組を推進しています。こうした取組を通じて、平成25（2013）年度における市域の温室効果ガス排出量は、国全体では増加している中、平成2（1990）年度比12.1%の減少となっています。今後も引き続き、低炭素社会の実現による地球環境の保全に向け、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。
- 本市の強みと特徴である、環境技術・産業の集積を活かし、「環境」と「経済」の調和と好循環の取組をより一層推進することで、国際貢献を果たすとともに、次世代の川崎の活力を生み出し持続可能な社会を創造していきます。

【KPI】

①市域の温室効果ガス排出量の削減割合

1990年度比▲12.1%（平成25年度暫定値） ⇒ 1990年度比▲20%以上（平成29年度）

②市民や市内の事業者による環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う市民の割合

24.9%（平成27年度） ⇒ 26%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・グリーン・イノベーション・国際環境施策推進事業

具体的施策3 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援

- 急速な高齢化の進行により国内市場の縮小が懸念される中でも、福祉製品の需要や福祉サービスの対象者は増加しています。また、中国などのアジア諸国でも今後は高齢化が進むため、こうした社会的な環境変化に対応し、市内企業の福祉産業への進出や、優れた福祉製品の開発を促すことにより、市内産業の活性化につなげていく必要があります。そのため、優れた福祉製品の認証や、市内企業と福祉施設の運営事業者等の関係者とのネットワーク組織として構築したウェルフェアイノベーションフォーラムの運営、専門コーディネーターの活用などにより、産業分野と福祉分野のマッチングを行い、介護現場などのニーズにあった製品開発を促進します。

【KPI】

①ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数

10件（平成26年度） ⇒ 20件以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・ ウェルフェアイノベーション推進事業

具体的施策4 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上

○市民をはじめ川崎への来訪者などすべての方々の利便性向上を図るため、市民ニーズを踏まえた行政施設への公衆無線LAN環境の整備や民間のアクセスポイントを活用することで利用範囲の拡張を図るとともに、防災やイベント情報など、利用者が必要な情報を必要とするタイミングで的確に取得できるよう、「かわさきアプリ」の開発・提供など、ソフト面の取組もあわせて進めます。

【KPI】

- ①提供しているオープンデータのデータセット数
27件（平成26年度） ⇒ 100件以上（平成29年度）
- ②提供しているオープンデータのダウンロード数
2,000件（平成26年度） ⇒ 4,000件以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・ 地域情報化推進事業

具体的施策5 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

○国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業が集積する本市の臨海部の持続的発展を推進するため、臨海部地域の立地企業の的確な動向把握と情報の管理・分析を行いながら、臨海部全体の望ましい将来像（ビジョン）を定め、社会経済環境の変化を見据えた戦略的なマネジメントを推進します。

○国の特区制度による財政支援や規制緩和などを活用し、高付加価値で国際競争力の高い産業構造への誘導や殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）におけるイノベーションにより、京浜臨海部の持続的な発展と我が国の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成に向けた取組を推進します。

○臨海部の活性化、国際戦略拠点の形成に向けては、臨海部の交通ネットワークの構築や円滑化が必要であることから、JR南武支線や京急大師線などの既存交通施設を最大限活用するとともに、駅までのアクセスや交通結節機能の改善による鉄道と路線バスの連携など、臨海部の公共交通機能の強化を図ります。

○キングスカイフロントと羽田空港周辺の連携を強化し、我が国の経済の発展を牽引する成長戦略拠点の形成を促進するため、国、東京都や大田区などの関係自治体と連携を図りながら、一体的な拠点形成に寄与する羽田連絡道路の整備を進めます。

【KPI】

- ①川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額等
1億4,500万円（平成25年度） ⇒ 1億5,700万円以上（平成29年度）

②キングスカイフロント立地事業所累計数

13 事業所（平成 27 年度） ⇒ 22 事業所以上（平成 29 年度）

<主な取組>

- ・羽田連絡道路整備事業
- ・国際戦略拠点地区整備推進事業
- ・サポートエリア整備推進事業
- ・臨海部へのアクセス向上推進事業
- ・臨海部交通ネットワーク整備事業
- ・臨海部活性化推進事業

具体的施策 6 広域連携による港湾物流拠点の形成

- 京浜港（川崎市、東京都、横浜市の三港）の国際競争力を強化するために、港湾物流コストの削減、利用者サービスの向上等を図るとともに、海外の友好港等と連携し、貨物集荷の拡大や新規航路の開設に向けた取組を進めます。
- 港湾貨物の円滑な輸送、防災機能の強化、交通混雑を緩和するため、臨港道路東扇島水江町線の整備を進めるとともに、海底トンネルの適切な維持管理を実施します。
- 市内で発生する一般廃棄物の焼却灰や公共工事から発生する残土等を適切に処分するため浮島地区の処分場を適切に管理します。また、増加するコンテナ貨物を保管する用地や老朽化が進む東扇島地区の倉庫の更新用地として東扇島地区に新たな用地を整備するなど、臨海部企業活動の継続性を確保しながら、港湾物流機能を強化する取組を進めます。

【K P I】

①川崎港貨物取扱量（公共埠頭）

1,134 万 t（平成 26 年） ⇒ 1,140 万 t 以上（平成 29 年）

②川崎港へ入港する大型外航船（3 千総トン数以上）の割合

70%（平成 26 年） ⇒ 73%以上（平成 29 年）

<主な取組>

- ・臨港道路東扇島水江町線整備事業
- ・埋立地維持・整備事業

具体的施策 7 スマートシティの推進

- 地球温暖化や資源・エネルギー問題が深刻化し、少子高齢化が進展する中、こうした問題に対応する低炭素で持続可能なまちづくりが求められています。スマートシティの推進に向けた基本理念である「誰もが豊かさを享受する社会の実現」のため、多様な主体と連携しながら、エネルギー、生活、交通、まちづくり、産業の 5 つの分野において、エネルギーの最適利用と ICT・データの利活用による地域課題の解決に向けた取組を推進します。
- 本市には環境負荷の少ない発電設備や優れた環境技術が集積するとともに、次世代

エネルギーとして注目されている水素・燃料電池に関する優れた技術を保有する企業が多数立地しています。こうした地域特性を活かし、多様な主体と連携しながら、水素エネルギーを積極的に導入し、利活用する「未来型環境・産業都市」の実現に向けた取組を推進します。

【KPI】

- ①スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数
7件（平成26年度） ⇒ 16件以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・スマートシティ推進事業
- ・水素戦略推進事業

具体的施策8 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化

- 少子高齢化・人口減少に伴う国内市場の縮小や国際競争の激化に直面する市内産業が、今後も生き残り、継続的な発展を遂げるためには、拡大するアジア市場などをターゲットとした積極的な海外展開による販路拡大が必要となります。そのため、海外で開催される展示会等への出展サポートや、市内企業の海外展開を支援するワンストップ窓口の運営等を通じ、実践的な支援を行います。また、関係機関等との連携のもと、市内企業のニーズの高い地域にサポート拠点を設け、海外現地でのビジネス支援を充実させます。
- アジア諸国では、大気汚染や水質汚濁などの公害問題や地球規模での温暖化への対応が課題となっています。これは、公害の克服に挑戦し続けた歴史を持ち、優れた環境関連技術を有する市内企業にとってのビジネスチャンスであることから、こうした環境技術の移転により、国際貢献と市内産業の活性化を推進していきます。具体的には、川崎国際環境技術展において、環境技術の情報発信や商談機会の創出を図るとともに、市内企業や関係団体等で構成するグリーンイノベーションクラスターなどにおいて、国内外のニーズと本市が培った行政経験などの川崎が持つシーズを組み合わせて、官民の協力による国内外の環境改善プロジェクトに取り組みます。

【KPI】

- ①市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数
581件（平成26年度） ⇒ 630件以上（平成29年度）
- ②グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数
2件（平成27年度） ⇒ 5件以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・海外販路開拓事業
- ・国際環境産業推進事業

具体的施策 9 魅力と活力のある商業地域の形成

- 本市は、大規模商業施設や商店街を一体的に捉えた魅力的な商業地域エリアを形成するとともに、地域ごとの特徴を踏まえた商業活性化策を展開してきました。一方、経営者の高齢化や後継者不足等により市内商店街数は、年々減少しており大変厳しい経営環境にあります。商店街には、地域コミュニティの核としての役割も期待されることから、エリアプロデューサーの派遣や魅力ある店舗の創出、空き店舗を活用した開業の促進などによる商店街の活性化を図ります。
- 多数の大型商業施設や商店街が集積する川崎駅周辺地区などの商業エリアにおいて、ブランド力のある商業集積地を形成する取組を行い、その魅力を内外に広くPRすることで、更なる集客と賑わいの創出を図ります。

【KPI】

①小売業年間商品販売額

9,838 億円（平成 26 年） ⇒ 1 兆円以上（平成 29 年）

<主な取組>

- ・商店街課題対応事業

具体的施策 10 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

- 国際競争の激化に伴い、国内大手企業による生産拠点の海外移転が進むなど、市内中小企業（特に中小製造業）にとっては非常に厳しい経営環境にあり、市内事業所数は減少を続けています。一方で、中小企業は、新事業創出や地域の雇用創出、地域経済の発展等に大きく貢献し、地域社会に欠かせない存在であることから、本市としての基本姿勢を明確にした「中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、技術力・製品開発力の更なる高度化や販路拡大の支援など、中小企業の活性化に向けた取組を行います。
- 本市には、ものづくり産業とともに、約 400 の研究開発機関が集積しています。また、学術・開発研究機関に従事する研究者の割合が政令指定都市の中でも最も高く、人材にも恵まれています。こうした産業集積を背景に、優れた技術力を持つ市内中小企業が、大企業や大学・研究機関等が保有する特許等の知的財産を活用できるようマッチングを行うなど、競争力のある製品開発が行えるよう支援します。
- 優れた技術力・製品開発力を持ちながら、営業力や情報発信力が弱い市内中小企業に対して、展示会の出展等を通じて、新規取引先の開拓や販路拡大に向けた支援を行います。

【KPI】

①製造品出荷額等

4 兆 2,968 億円（平成 23～25 年平均）

⇒ 4 兆 2,968 億円以上（平成 27～29 年平均）

- ②知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数
4件（平成26年度） ⇒ 4件以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・知的財産戦略の推進
- ・ものづくり中小企業経営革新等支援事業
- ・かわさきブランド推進事業
- ・事業承継・事業継続支援事業

具体的施策11 ベンチャー支援、起業・創業の促進

- 市内産業の活性化を図っていくためには、社会環境の変化に応じた新たな成長産業を育成することが必要であることから、独自の技術や商品・サービス等を活かして起業しようとする個人や新たな事業分野へ進出しようとする中小企業を支援します。
- 起業をめざす人や新分野への進出をめざす中小企業は、オフィスなどの事業スペースや経営に関する知識の不足から、ビジネスプランや新技術を事業に結びつけることが難しいと言われています。「かわさき新産業創造センター（KBIC）」をはじめとする市内のインキュベーション施設において事業スペースを提供するとともに、入居企業に対して、専門家によるアドバイスの提供や、資金調達・販路拡大などに関するさまざまな支援を行います。
- 起業啓発、起業準備、事業化、事業発展の各成長段階に応じた効果的な支援を行い、資金調達やビジネスパートナーとの出会いの場、広く製品発表の場を提供するとともに、技術の高度化や人材育成を支援します。

【KPI】

- ①起業支援による年間市内起業件数
62件（平成26年度） ⇒ 80件以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・起業化総合支援事業

具体的施策12 都市農業の強みを活かした農業経営の強化

- 本市の農業人口は減少傾向にあります。営農意欲を向上させ、市内農業を活性化させるためには、農業が魅力的な産業となるよう、更なる地産地消の推進や農業経営の効率化・高度化を図るとともに、農業従事者の高齢化に伴う担い手・後継者不足に対応した取組を進めます。
- 市内農業者の健全な農業経営に寄与するため、生産性を向上させ経営の合理化等に取り組む農業者に対して経営支援を行うとともに、「農業技術支援センター」を運営する中で、地域課題に対応した農業技術の試験・研究、普及に取り組みます。また、安定した農業生産を維持するため、農業振興地域等の農業用施設の維持・管理を行

います。

- 農業の担い手を確保・育成するため、技術的な支援だけでなく、若手農業者団体や女性農業者団体などの活動、ネットワークづくりを支援します。また、川崎の農業を牽引する認定農業者の確保、支援を図ります。さらに、農家を手助けする援農ボランティアの育成・活用など、担い手の高齢化や減少に対応した取組を進めます。

【K P I】

①認定農業者累計数

25人（平成26年度） ⇒ 30人以上（平成29年度）

②援農ボランティアの累計活動日数

400日（平成26年度） ⇒ 440日以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・担い手・後継者育成事業
- ・多様な連携推進事業

具体的施策 13 人材を活かすしくみづくり

- 意欲のある人が自らの能力や個性を活かして働くことができる社会を実現するとともに、今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中でも活力ある地域経済を維持するために、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成に取り組みます。
- 求職者に対する求人紹介や個別相談、就職後のアフターケアなどのきめ細かい就業支援を行うとともに、市内中小企業への求人開拓により市内での雇用の受け皿を拡大し、求職者と市内中小企業との雇用のミスマッチの解消を図ります。
- 若年無業者の職業的自立に向けた効果的な支援を行うとともに、結婚、子育て、介護等で離職した後に再就職を希望する女性に対して、託児サービスのある環境で求人紹介・キャリアカウンセリングを行うなど、再チャレンジできる社会の実現に向けた就業支援を行います。

【K P I】

①就業支援事業による年間就職決定者数

666人（男性321人 女性345人）（平成26年度）

⇒700人以上（男性350人以上 女性350人以上）（平成29年度）

<主な取組>

- ・雇用労働対策・就業支援事業

ア 基本的方向3 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

待機児童対策の継続的な推進や、中学校完全給食の導入など、子どもを育てやすい環境をつくるとともに、地域の寺子屋を増やし、シニアパワーを活用しながら、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。こうした取組により、子どもが安全な環境ですこやかに育つとともに、女性が生き生きと輝き、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。

【市民の実感指標】

- 子育て環境の整ったまちだと思える市民の割合
26.9%（平成27年度） ⇒ 30.1%以上（平成31年度）

具体的施策1 質の高い保育・幼児教育の推進

- 就労の多様化や育児休業制度の定着に伴う共働き世帯の増加などにより、保育ニーズが年々高まっていることから、引き続き民間の多様な運営主体の参画の促進を図りながら、地域の保育需要にあった認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進めるとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。
- 子育て家庭のニーズの多様化に伴い、多様な運営主体が保育所、認定こども園、幼稚園などで、教育・保育サービスを提供していることから、子育て家庭が安心して子どもを預け、子どもが生活や遊びの体験を通して、すこやかに成長していくため、保育士の人材確保や幼稚園における預かり保育の充実など、保育サービスの質の向上や幼児教育の推進を図ります。
- 保育受入枠の拡大に伴って保育所の運営費が増加していることや、認可保育所に入所している児童と入所していない児童との一人あたりの市費負担の公平性の観点から、本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や、国の制度改正、他都市における状況等にも留意し、保育サービスの受益と負担の適正化を図ります。

【KPI】

- ①待機児童数
0人（平成27年4月） ⇒ 0人（平成29年4月）
- ②保育所等における利用者の満足度（※10点満点）
7.9（平成27年度） ⇒ 8.0以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・待機児童対策事業
- ・認可保育所整備事業
- ・民間保育所運営事業
- ・公立保育所運営事業

- ・認可外保育施設支援事業
- ・幼児教育推進事業
- ・保育士確保対策事業
- ・保育料対策事業

具体的施策2 子育てを社会全体で支える取組の推進

- 子育ての第一義的責任は家庭にあります。核家族化の進展などから、子育てに負担感・不安感を持つ家庭は増えており、地域や社会が親子に寄り添い、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、在宅で子育てをする家庭への情報提供や相談支援など、地域における子ども・子育て支援の取組を推進します。
- 社会経済状況や若い世代の子育てに関する意識の変化から、子育てに経済的な負担を感じる家庭は多いことから、児童手当や医療費助成など、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図りながら、一人ひとりの子どものすこやかな成長と発達を支援します。

【KPI】

- ①ふれあい子育てサポートセンターの利用者数
15,665人（平成26年度） ⇒ 16,300人以上（平成29年度）
- ②地域子育て支援センター利用者の満足度（※10点満点）
8.9（平成27年度） ⇒ 8.9以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・地域における子育て支援の推進
- ・小児医療費助成事業

具体的施策3 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

- 子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待の相談・通告件数や子どもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあることから、児童虐待の未然防止や支援が必要な家庭・子どもに対する専門的な支援を充実します。
- 子どもたちが豊かな子ども時代を過ごすためには、子どもの権利が保障され、安全・安心して生活できることが必要です。やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもたちを社会全体で支え、より家庭に近い養育環境のもとで生活することができるよう里親制度の拡充や児童養護施設の運営など、社会的養護の充実に向けた取組を進めます。
- 子どもが目的意識や達成感を感じる機会がないまま困難な状況に陥ることで、ニートやひきこもりなど支援が必要な子ども・若者が増えていることから、成年期までの切れ目ない支援と働く喜びが実感できる取組を推進します。

【K P I】

①里親の登録者数

116人（平成27年度） ⇒ 118人以上（平成29年度）

②地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合

30.8%（平成27年度） ⇒ 36%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・児童虐待防止対策事業
- ・子ども・若者支援推進事業

具体的施策4 自立生活に向けた取組の推進

- 生活保護受給世帯の数が年々増加傾向にある中、セーフティネットとして持続可能な生活保護制度を維持するため、真に保護が必要な人に最低限度の生活を保障するとともに、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進します。
- 解雇や倒産による離職などにより、生活保護を受けることとなった方の自立を一人でも多く促す必要があることから、個々の能力を最大限に活かせるよう、就労支援の取組を進めるとともに、「貧困の連鎖」対策として、生活保護家庭等への学習支援による高等学校への進学を推進します。

【K P I】

①生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数

608世帯（平成26年度） ⇒ 650世帯以上（平成29年度）

②学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率

99%（平成26年度） ⇒ 100%（平成29年度）

<主な取組>

- ・生活保護自立支援対策事業

具体的施策5 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

- 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする子どもが増加している現状があります。
- そのような状況の中、すべての子どもが生き生きと個性を發揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援を実施します。

【K P I】

①支援の必要な児童の課題改善率（小学校）

81.8%（平成26年度） ⇒ 88.0%以上（平成29年度）

②1,000人あたりの暴力行為発生件数（中学校）

8.29件（平成26年度） ⇒ 8.22件以下（平成29年度）

③いじめの解消率

小学校：65.8%（平成26年度） ⇒ 80.0%以上（平成29年度）

中学校：83.2%（平成26年度） ⇒ 90.0%以上（平成29年度）

④不登校児童生徒の出現率

小学校：0.38%（平成26年度） ⇒ 0.30%以下（平成29年度）

中学校：3.48%（平成26年度） ⇒ 3.39%以下（平成29年度）

<主な取組>

- ・就学援助・就学事務
- ・児童支援コーディネーター専任化事業
- ・特別支援教育推進事業
- ・児童生徒指導・相談事業

具体的施策6 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

○子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を進めます。

○義務教育9年間の内容は、本来すべての子どもたちが身に付けなくてはならないものです。また、学習指導要領のめざす「生きる力」は、生涯にわたる学びや暮らしのための基礎となる力でもあります。子どもたちの「生きる力」を伸ばしていくため、一人ひとりの「分かる実感」を大切にするなど、学ぶ意欲や態度を育むことを大切にしながら、「確かな学力」を育みます。

○読書活動や音楽活動等を通じた「豊かな心」の育成や、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験による体力の向上、川崎らしい中学校完全給食の導入など、「すこやかな心身」の育成に取り組みます。

【KPI】

①「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合

小6：75.9%（平成26年度） ⇒ 77.0%以上（平成29年度）

中3：66.7%（平成26年度） ⇒ 68.0%以上（平成29年度）

②「授業が分かる、どちらかといえば分かる」と回答した児童生徒の割合

小5：88.3%（平成26年度） ⇒ 90.0%以上（平成29年度）

中2：73.4%（平成26年度） ⇒ 75.0%以上（平成29年度）

③体力テストの結果※

小5男：99.7（平成26年度） ⇒ 100以上（平成29年度）

小5女：99.4（平成26年度） ⇒ 100以上（平成29年度）

中2男：92.9（平成26年度） ⇒ 100以上（平成29年度）

中2女：94.5（平成26年度） ⇒ 100以上（平成29年度）

※神奈川県の前年値を100とした際の本市の割合

<主な取組>

- ・中学校給食推進事業
- ・学力調査・授業改善研究事業
- ・きめ細やかな指導推進事業
- ・キャリア在り方生き方教育推進事業
- ・英語教育推進事業
- ・理科教育推進事業
- ・読書のまち・かわさき推進事業

具体的施策7 家庭・地域の教育力の向上

○家庭での教育や子育ては、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操などを身につける上で重要な役割を果たしています。多くの家庭が家庭教育に力を注いでいる一方で、家庭環境の複雑化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、教育や子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えています。

○本市には、さまざまな経験や知識、社会貢献の意欲を持つシニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の市民という、素晴らしい財産があります。このような市民が主体となって、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進することにより、地域の多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の育成を図るとともに、さまざまな世代がそれぞれの社会的役割を実感しながら、育ち合う地域づくりを進めます。

【KPI】

①親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合

87.6%（平成26年度） ⇒ 90%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・地域の寺子屋事業

具体的施策8 安全で快適な教育環境の整備

○学校施設は、全体のおよそ7割が築年数20年以上を経過し、老朽化が進んでいます。老朽化した学校施設を建て替えるためには、多額の経費が必要とされることから、当面は改修（学校施設の再生整備と予防保全）を基本として対策を進めます。外壁や屋上防水などの老朽化対策、トイレの快適化やバリアフリー化などの教育環境の改善、自然採光を取り入れるなどの環境対策、停電時の電源確保などの避難所機能の向上をあわせて実施することによって、限られた財源を有効に活用し、学校施設の長寿命化や教育環境の向上を早急に進めます。

○将来的な児童生徒数の減少に備えて、校舎等の規模を最適化するための検討を進めるとともに、当面の児童生徒の増加傾向を注視しながら、通学区域の変更や、校舎の増築、小学校の新設等を計画的に行います。

【K P I】

①老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合※

24.1%（平成27年度） ⇒ 28.7%以上（平成29年度）

※「築年数20年以下（平成25年度時点）の学校施設数＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設」／全学校施設

<主な取組>

- ・児童生徒増加対策事業
- ・学校施設長期保全計画推進事業

イ 基本的方向4 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

急速に進む高齢化の中にあっても、健康づくりや介護予防を充実することなどで、健康寿命を延伸するとともに、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしくみをつくり、生き生きと暮らせるまちをめざします。

【市民の実感指標】

- 高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思う市民の割合
20.7%（平成27年度） ⇒ 22.4%以上（平成31年度）
- 安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合
54.1%（平成27年度） ⇒ 54.1%以上（平成31年度）

具体的施策1 総合的なケアの推進

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりを推進します。
- 高齢者をはじめとする誰もが、地域で生きがいを持ちながら安心して生き生きと暮らし続けられるよう、市民一人ひとりのセルフケア意識の醸成や介護予防の取組の充実、地域の支え合い・助け合いの促進に取り組みます。
- 身近な地域において保健・福祉・医療などの総合的かつ専門的な支援を効果的に受けることができるよう、さまざまなサービスにつなぐ人材の育成を進めるとともに、区役所や地域包括支援センター、障害者相談支援センター、地域リハビリテーションセンター等の相談支援機能の強化に向けた取組を推進します。
- 我が国における認知症高齢者の人数は平成24（2012）年に約462万人で、今後、さらに増加し、平成37（2025）年には65歳以上の高齢者のうち、約5人に1人が認知症となる見込みです。こうしたことから、認知症を理解するサポーターの養成や、かかりつけ医に対する研修の充実など、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざします。
- 複数の慢性疾患を抱えながら在宅で生活する高齢者やその家族等を支えるため、在宅医療を担う人材の育成や市民への普及啓発など、多職種が連携し、医療・介護サービスを一体的に提供する環境づくりに取り組みます。

【KPI】

- ①高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合
17.07%（平成26年度） ⇒ 18.40%以下（平成29年度）
- ②地域包括ケアシステムの考え方の理解度
10.1%（平成27年度） ⇒ 16.0%以上（平成29年度）
- ③在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数
308人（平成26年度） ⇒ 750人以上（平成29年度）

- ④介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合
10.6%（平成25年度） ⇒ 10.6%以上（平成28年度）
- ⑤民生委員児童委員の充足率
90.5%（平成27年度） ⇒ 96.2%以上（平成29年度）
- ⑥認知症サポーター養成者数（累計）
24,034人（平成26年度） ⇒ 35,900人以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・地域包括ケアシステム推進事業
- ・介護予防事業
- ・在宅医療連携推進事業

具体的施策2 高齢者福祉サービスの充実

- 急速な高齢化が進む中、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、在宅での生活を基本とした介護サービスや、在宅での生活が困難となった際に利用できる特別養護老人ホーム等の施設サービスの効果的かつ計画的な整備を進め、高齢者が住み慣れた地域や本人が望む場所で安心して暮らし続けることができる質の高い介護サービス基盤の整備を推進します。
- 介護サービス事業者が提供するサービスの質を適正に評価することにより、要介護度の維持・改善に対する取組意識を高め、無理なく安心して介護サービスを利用できる新たなしくみである「かわさき健幸福寿プロジェクト」を推進することで、介護保険給付費上昇の抑制をめざします。
- 介護現場では、要介護・要支援認定者の増加に伴う介護人材の不足や定着率の低さが課題となっていることから、福祉・介護に関する普及啓発や介護職のイメージアップにより新たな人材の掘り起こしを図るとともに、有資格者への就労支援や介護職員の定着に向けた職場環境の改善支援等に取り組めます。

【KPI】

- ①介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数（主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数）
10,380人/年（平成27年度） ⇒ 19,668人/年以上（平成29年度）
- ②現在利用している在宅サービスの評価（「不満」のない方の割合）
94.3%（平成25年度） ⇒ 94.3%以上（平成28年度）
- ③かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト対象者の要介護度の維持率・改善率）
維持 63.9% 改善 16.7%（平成27年度）
⇒ 維持 65%以上 改善 17%以上（平成29年度）
- ④介護人材の不足感
75.7%（平成25年度） ⇒ 74%以下（平成28年度）

<主な取組>

- ・介護サービスの基盤整備事業
- ・かわさき健幸福寿プロジェクト

具体的施策3 障害福祉サービスの充実

- 障害者が増加傾向にあり、また発達障害など障害の多様化、高齢化に伴う障害の重度化・重複化が進んでいます。このような状況の中で、障害者が、安心して自立した地域生活を送れるようにするために、身近な地域において多様なニーズに対応した保健・福祉・医療などの総合的な支援を効果的かつ効率的に受けることができるしくみづくりが必要になることから、行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、ライフステージに応じて障害特性に合わせた支援体制を構築します。
- 地域で暮らす中・重度の障害者に対して、生活介護サービスを提供する通所施設や介護者の負担軽減を図る短期入所を整備するほか、「親なき後」を見据えた障害者の地域における住まいとしてグループホームを計画的に整備し、障害者の地域生活を支援する取組を推進します。

【KPI】

- ①日中活動系サービスの利用者数
4,324人/月（平成26年度） ⇒ 4,865人/月以上（平成29年度）
- ②グループホームの利用者数
998人/月（平成26年度） ⇒ 1,331人/月以上（平成29年度）
- ③長期（1年以上）在院者数（精神障害）
651人（平成25年度） ⇒ 561人以下（平成29年度）

<主な取組>

- ・障害福祉サービスの基盤整備事業

具体的施策4 生き生きと暮らすための健康づくり

- 健康志向の高まりなどにより、健康づくりに関する知識の理解は進んでいますが、健康的な生活習慣の形成をより一層促進するためには、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりが重要です。そのため、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくりの促進を図るなど、地域団体・NPO法人・企業等の多様な主体と協働しながら生き生きと暮らすための健康づくりに向けた取組を推進します。
- 近年、ライフスタイルの変化等により、栄養の偏りや食生活の乱れ、生活習慣病の増加等の問題が深刻化していることから、乳幼児期からの健全な食習慣・良好な生活習慣の定着、食育イベント等を通じた普及・啓発など、幼稚園、保育所、学校、食育関連団体、企業等と連携した食育の取組を推進します。

- 日本人の3人に1人が、がんで亡くなっているなど、国民病ともいうべき、「がん」の早期発見・早期治療のため、がん検診の受診率の向上を図る必要があります。総合的な視点からのがん対策を見据え、生活習慣の改善等がんにならないための取組とともに、がん検診等に関するコールセンターの設置、企業等との連携による普及啓発など、受診率の向上に向けて検診を促す取組を推進します。
- 「歯と口の健康」は、健康的で質の高い生活を送る上で、基礎的かつ重要なものです。市民の主体的な歯と口の健康づくりを促進するため、普及啓発等、歯科口腔保健の取組を進めます。

【KPI】

- ①主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合）
 - 男性：73.7%（平成23年度） ⇒ 75.5%以上（平成28年度）
 - 女性：76.8%（平成23年度） ⇒ 78.5%以上（平成28年度）
- ②特定健康診査実施率
 - 24.5%（平成26年度） ⇒ 33%以上（平成29年度）
 特定保健指導実施率
 - 6.0%（平成26年度） ⇒ 22%以上（平成29年度）
- ③がん検診受診率（平成25年度）⇒（平成28年度）
 - 肺がん：44.5% ⇒ 50%以上 大腸がん：40.5% ⇒ 45%以上
 - 胃がん：42.2% ⇒ 45%以上 子宮がん：46.1% ⇒ 50%以上
 - 乳がん：46.1% ⇒ 50%以上
- ④40歳代の糖尿病治療者割合（国民健康保険）
 - 3.1%（平成26年度） ⇒ 3.0%以下（平成29年度）
- ⑤食に関する地域での活動に参加する人の割合
 - （食育に関する地域活動への参加割合）
 - 38.3%（平成24年度） ⇒ 40%以上（平成32年度）
 - （食生活改善推進員数）
 - 3,862人（平成26年度） ⇒ 4,100人以上（平成29年度）

＜主な取組＞

- ・がん等検診事業
- ・生活習慣病対策事業

具体的施策5 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

- 高齢者から子育て世帯まで誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上を図るため、住宅の質の向上や既存住宅ストックの再生・利活用、市場流通の円滑化に加え、それぞれの世帯がニーズやライフスタイルに合わせて住宅を選択できるよう、市民に届きやすい住まいの情報提供の充実や、民間事業者による多様な住宅の供給促進などの住宅施策の推進に取り組みます。

- 医療・介護など福祉に関する制度が次々と改革され、高齢者をはじめとする市民の住まい・住まい方が多様化していることから、本市の住宅政策のあり方を示す「住宅基本計画」を改定し、社会経済状況の変化や、多様化する市民ニーズに適切に対応する住宅施策の推進に取り組みます。
- 今後の超高齢社会における市営住宅のあり方を示すために「市営住宅等ストック活用計画」を改定し、住宅に困窮する低所得者に対する住宅供給だけでなく、地域包括ケアシステムを構築する中での住宅の役割を明確にし、時代の要請に即した有効活用を図ります。また、公営住宅だけでなく民間住宅も活用した重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

【KPI】

- ①住宅に関する市民の満足度
73%（平成25年度） ⇒ 77%以上（平成30年度）
- ②リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合
2.2%（平成25年度） ⇒ 3.2%以上（平成30年度）
- ③生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅団地（100戸以上）の割合
17%（平成26年度） ⇒ 24%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・住宅政策推進事業
- ・高齢者等に適した住宅供給推進事業
- ・住情報提供推進事業
- ・民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ・市営住宅等ストック活用事業

具体的施策6 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- これまで、市民生活に身近な鉄道駅を中心に高齢者、障害者にも使いやすい環境整備に向け、バリアフリー化の取組を推進してきました。今後は、外国人にも配慮した多言語表示など、よりきめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進します。
- 市民にとって身近な鉄道駅の利便性と安全性の確保に向けて、片側改札駅の改良やホームドア等の整備に向けた取組を推進します。

【KPI】

- ①誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合
49.1%（平成27年度） ⇒ 49.3%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・南武線駅アクセス向上等整備事業

具体的施策7 身近な交通環境の整備

- 超高齢社会に向けた身近な交通手段の確保は大変重要であることから、路線バスについては、地域特性や市民ニーズを適切に捉え、路線バス事業者と連携した取組を推進するとともに、地域住民が主体となったコミュニティ交通に対する検討を支援します。また、さまざまな交通手段の導入などの幅広い検討を行い、持続可能な地域交通の環境整備に向けた取組を推進します。
- バス停留所でバスの運行状況が分かるバスロケーションシステム等のICTを活用した情報提供サービスの向上など、誰もが快適に利用しやすい地域交通環境の整備を推進します。

【KPI】

①市内全路線バスの乗車人員数（1日平均）

316,045人（平成22～26年度平均） ⇒ 32.0万人以上（平成25～29年度平均）

<主な取組>

- ・コミュニティ交通支援事業
- ・地域交通支援事業

具体的施策8 市バスの輸送サービスの充実

- 道路交通法の改正に伴う自転車の車道走行の徹底などによる道路走行環境の変化や高齢者利用の増加など、市バスの安全運行を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、運転手等の安全教育の充実・強化など、輸送安全性の更なる向上を図ります。
- 臨海部への企業進出等による就業者の増加や北部地域の市バス利用者の増加などによる輸送需要の高まり、高齢化の進展など、社会経済環境が大きく変化していることから、公共交通の役割を踏まえ、利用状況に見合った路線の見直しやダイヤ改正、高齢化への対応として公共施設・病院等へのアクセスを向上させる路線の検討など、市バスネットワークの維持・充実に向けた取組を推進します。
- 厳しい経営状況の中で、市バスサービスを安定的に提供する事業運営が不可欠であることから、営業所管理委託の拡大や、老朽化した営業所等の計画的な整備など、安定的な事業基盤の構築に向けた取組を推進します。

【KPI】

①有責事故発生件数（走行距離10万kmあたりの有責事故発生件数）

0.29件（平成26年度） ⇒ 0.28件以下（平成29年度）

②お客様満足度

55.4%（平成26年度） ⇒ 62.5%以上（平成29年度）

③市バスの乗車人数（1日平均）

127,993人（平成22～26年度平均） ⇒ 12.9万人以上（平成25～29年度平均）

＜主な取組＞

- ・市バスネットワーク推進事業

具体的施策9 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

- 都市拠点や市街地整備における土地利用にあたっては、少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化と地域特性や地域課題を踏まえ、よりきめ細やかにまちづくりを誘導し、市街地環境を形成することが求められています。そこで、地区計画など都市計画手法を有効に活用し、土地利用の適切な誘導を図り、計画的なまちづくりを推進します。
- ライフスタイルの多様化により、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズへの確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働を一層推進していくことが求められています。このため、市民の声を活かした「都市計画マスタープラン」全体構想の改定と地域特性を活かした区別構想の策定を推進するとともに、都市計画提案制度の活用などにより、市民と行政の協働による、きめ細やかなまちづくりを推進します。
- 本市域全体の建物の約7割が住宅で占められており、近年では都市拠点を中心に、再整備が進む一方で、既成市街地においては老朽化した建築物の建替えなどによる市街地環境の向上が求められています。このため、良好な住環境の形成に向け、土地区画整理事業や再開発事業等を手法とする民間事業支援を行うとともに、環境に配慮した建築物の普及を促進するなど、持続可能なまちづくりを推進します。

【K P I】

- ①新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合
17%（平成26年度） ⇒ 19%以上（平成29年度）
- ②市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数
6件（平成26年度） ⇒ 7件以上（平成29年度）

＜主な取組＞

- ・都市計画マスタープラン等策定・推進事業
- ・地域地区等計画策定・推進事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・建築物環境配慮推進事業
- ・木材利用促進事業

ウ 基本的方向5 「みんなの心がつながるまち」をめざす

東京2020オリンピック・パラリンピックをひとつの契機として、スポーツ・文化芸術の振興とあわせて、ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」を推進するなど、障害者や高齢者等、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。また、まちに愛着や誇りを持てるよう、本市の魅力をブランド化し、わかりやすく伝えていくことで、市民の心をひとつにしていきます。

【市民の実感指標】

- 市に魅力や良いイメージがあると感じている人の割合
40.7%（平成27年度） ⇒ 44.4%以上（平成31年度）

具体的施策1 スポーツのまちづくりの推進

- 健康志向が高まる中、スポーツを身近に感じ、生涯にわたってスポーツを元気に楽しめるよう、スポーツに参加する機会を促進するとともに、スポーツを通して仲間とふれあい、地域での交流や健康づくりが楽しめるよう、地域のスポーツ活動や総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。
- 国際大会等の開催や競技スポーツ活動への支援を通じ、トップアスリートのプレーを間近に観ることで、市民が感動と興奮を感じ、自らもスポーツをはじめきっかけづくりにつなげるとともに、川崎で活躍するトップチーム・トップアスリートと連携しながら、スポーツを通して市民が川崎の魅力を楽しむことのできるスポーツのまちづくりを進めます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックは、本市の「まちづくり」「ひとづくり」「都市の魅力向上」などを進める絶好の機会です。大会の開催に向け、オリンピック・パラリンピック競技種目の認知度を向上するためのイベント開催等による機運の醸成やボランティアの養成、内外からの来訪者に対応したおもてなしの取組などさまざまな準備を進めます。また、この大会への取組を通じて、市民がスポーツを身近に感じられるよう、誰もが楽しむことができるスポーツの普及促進により、市民の健康づくりを進めます。

【KPI】

- ①週1回以上のスポーツ実施率
34.8%（平成27年度） ⇒ 36%以上（平成29年度）
- ②年1回以上の直接観戦率
30.4%（平成27年度） ⇒ 31%以上（平成29年度）
- ③スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合
5.7%（平成27年度） ⇒ 6%以上（平成29年度）
- ④スポーツセンター等施設利用者数
2,618,847人（平成26年度） ⇒ 263万人以上（平成29年度）

＜主な取組＞

- ・スポーツ・文化総合センター整備・運営事業
- ・東京オリンピック・パラリンピック対応推進事業

具体的施策2 魅力ある公園緑地等の整備

- 公園緑地は、都市における緑と水のオープンスペースの中核を成すものであり、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や地域コミュニティ活動の場、さらに災害発生時の避難地、救援活動拠点など重要な役割を果たしています。このようなことから、うるおいのある豊かな市民生活の実現や新たな社会的なニーズに対応するため、街区公園などの身近な公園を地域の実情に応じて、計画性を持って整備します。再編整備が行われている富士見公園や等々力緑地、多くの団体が活動している生田緑地といった大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備を進めます。
- 市内の公園は、直近10年間で増加傾向にある一方、その約6割が開園後30年を経過し、更新時期を迎えています。そのため、予防保全型など適切な管理手法により、計画的な点検と維持管理の取組を進めるとともに、再整備を行う場合は、市民参加による地域のニーズに即した魅力ある公園づくりを進めます。

【KPI】

①一人あたりの公園緑地面積

5.0 m²/人（平成26年度） ⇒ 5.0 m²/人以上（平成29年度）

＜主な取組＞

- ・等々力緑地再編整備事業

具体的施策3 音楽や映像のまちづくりの推進

- 市内には、フランチャイズオーケストラである東京交響楽団や2つの音楽大学、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団や企業の吹奏楽団などの多くの音楽資源があり、多彩な活動を行っています。市民一人ひとりが愛着と誇りを持つまちづくりとまちのイメージアップに向けて、こうした多様な主体と連携しながら「音楽のまち・かわさき」の充実を図ることで、幅広い世代の市民が音楽を楽しむ環境づくりを進めます。
- 国際的評価が高く、「音楽のまち・かわさき」の中核的施設であるミュージアム川崎シンフォニーホールでは、市民に良質な音楽の鑑賞の機会を提供するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催も見据えて、その魅力を国内外に発信することで、更なる都市イメージの向上を図ります。
- 市内には4つのシネマコンプレックスのほか、映像スタジオや日本初の映画の単科大学があり、映像制作活動が盛んです。また、ドラマや映画のロケが市内各所で行われ、「撮る・創る・観る」ための環境に恵まれた「映像のまち」です。こうした映像資源のネットワークを活かし、映像文化の振興や映像産業の発展、次世代の映像

文化の担い手の育成に取り組みます。

【K P I】

- ①「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合
53.3%（平成27年度） ⇒ 55%以上（平成29年度）
- ②ミュージザ川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率
72%（平成26年度） ⇒ 73%以上（平成29年度）
- ③「映像のまち」の取組を評価できる人の割合
18.4%（平成27年度） ⇒ 20%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・音楽のまちづくり推進事業
- ・川崎シンフォニーホール管理運営事業
- ・映像のまち・かわさき推進事業

具体的施策4 市民の文化芸術活動の振興

- 誰もが手軽に文化芸術にふれ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興を図ります。
- 市民の郷土に対する認識を高め、貴重な文化財を次世代に継承していくため、その保護と活用に取り組むとともに、文化財に関する学習機会の充実や多様な主体との連携による文化財の魅力を活かした地域づくりを進めます。
- アートセンターをはじめ、文化芸術の創造や地域の文化芸術活動の拠点となる文化施設において、市民が身近に文化芸術を体験できるよう、各種公演の実施や作品等の展示をするとともに、文化芸術活動を通じた市民相互の交流を進めます。

【K P I】

- ①主要文化施設の入場者数
1,269,188人（平成26年度） ⇒ 135.6万人以上（平成29年度）
- ②年1回以上文化芸術活動をする人の割合
14.6%（平成27年度） ⇒ 16%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業

具体的施策5 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

- さまざまな人権問題の解決や人権侵害の防止に向けて、一人ひとりの人間の尊厳が最優先される「川崎らしい」人権施策を推進するため、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体、NPO・NGO等との協働・連携による人権尊重教育や人権意識の普及、人権擁護の取組を推進します。

- 本市では、これまでも外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、行政サービスの充実や多文化共生教育の推進に取り組むとともに、外国人市民代表者会議等を通じた市政への意見反映を進めてきました。現在、本市には約3万人の外国人市民が暮らしており、今後も、さらに増加が見込まれる中、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざした取組を進めます。
- いじめや不登校、児童虐待など子どもが置かれている状況には依然として憂慮すべき課題があります。家庭、育ち・学ぶ施設、地域において子どもの権利が保障されることで、子どもが一人ひとりの人間として尊重され、自分らしく生きることができる社会をめざし、子どもの権利に関する意識の普及に取り組むとともに、居場所を失った子どもへの支援や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。
- 戦争体験や被爆体験の風化が危惧される中、次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを語り継いでいくとともに、平和を脅かす世界規模の人権問題や飢餓、貧困など、新たな課題を理解することが求められています。政令指定都市で初めて行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づき、平和を愛する心を育み、互いに人権を尊重しあい、共に生きる地域社会の実現に向けた平和意識の普及を促進します。

【KPI】

- ①平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合
40.6%（平成27年度） ⇒ 41%以上（平成29年度）
- ②子どもの権利に関する条例の認知度
子ども：45.0%（平成27年度） ⇒ 47%以上（平成29年度）
大人：31.9%（平成27年度） ⇒ 33%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・人権関連事業
- ・同和対策事業
- ・外国人市民施策推進事業
- ・子どもの権利施策推進事業
- ・人権オンブズパーソン運営事業

具体的施策6 障害者の自立支援と社会参加の促進

- 今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。
- 障害者の地域社会への参加や健康づくりを促進するため、パラリンピック東京大会

を契機とした障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者スポーツに関する専門スタッフを配置した団体の育成等、障害者が身近な地域で日常的にスポーツの楽しさを味わうことができる環境づくりを進めます。

- 市民、団体、企業等と連携しながら、さまざまなイベントや普及啓発活動を通じて、障害者の社会参加の機会の充実を図るなど、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を推進します。

【K P I】

- ①障害福祉施設からの一般就労移行者数
180人（平成26年度） ⇒ 214人以上（平成29年度）
- ②市障害者スポーツ大会競技参加者数
359人（平成26年度） ⇒ 383人以上（平成29年度）
- ③障害者が社会参加しやすいまちだと思える市民の割合
30%（平成27年度） ⇒ 31%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・障害者就労支援事業
- ・障害者社会参加促進事業

具体的施策7 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- これまで、市民生活に身近な鉄道駅を中心に高齢者、障害者にも使いやすい環境整備に向け、バリアフリー化の取組を推進してきました。今後は、外国人にも配慮した多言語表示など、よりきめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進します。
- 市民にとって身近な鉄道駅の利便性と安全性の確保に向けて、片側改札駅の改良やホームドア等の整備に向けた取組を推進します。

【K P I】

- ①バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合
35%（平成26年度） ⇒ 65%以上（平成29年度）
- ②誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合
49.1%（平成27年度） ⇒ 49.3%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・ユニバーサルデザイン推進事業

具体的施策8 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

- 本市は、政令指定都市で初めて「自治基本条例」を制定し、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として、暮らしやすい地域社会の実現に向け、市民が主体的に市政運営に関わり、力を合わせて地域の課題を自ら解決できるよう、市民自治の

まちづくりを進めてきました。少子高齢化の進展や人口減少への転換が見込まれる中、人と人とのつながりも変化しており、市民、地域の団体、企業、大学や他の自治体など、多様な主体との協働・連携による取組を進めていくためのしくみづくりや地域人材の発掘・育成、地域における課題解決の取組への支援などを進めます。

○ライフスタイル・価値観の多様化などから、町内会・自治会への加入率の減少や担い手の固定化などの課題が生じており、その解決に向けて、町内会・自治会活動の活性化の取組を支援するとともに、幅広い分野で活動が広がるボランティア活動をはじめとした市民活動に対し、その活動の自主性・自立性に配慮した支援を進めます。さらに、NPO法人の基盤強化や信頼性向上に向けた取組を支援することにより、市民からNPO法人への寄附の機運を高め、市民による相互支援を促進します。

【KPI】

①地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合
19.8%（平成27年度） ⇒ 21%以上（平成29年度）

②町内会・自治会加入率
63.8%（平成27年度） ⇒ 64%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・多様な主体による協働・連携推進事業
- ・地域振興事業

具体的施策9 健康で快適な生活と環境の確保

○高齢化が進展する中、日常生活に支援を必要とする市民が増加する傾向にあることから、住まいをはじめとする生活環境を衛生的かつ快適に維持管理するための支援や、多くの市民が利用する理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生関係施設の監視指導を実施し、健康で快適な生活環境の確保に向けた取組を推進します。

【KPI】

①市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数
95回（平成26年度） ⇒ 116回以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・動物愛護管理事業

具体的施策10 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

○本市に対する都市イメージは上昇傾向にあります。今後もより一層都市イメージの形成・向上を図るため、藤子・F・不二雄ミュージアムや川崎フロンターレ、等々力緑地、工場夜景など、本市の多面的な魅力を活かしたイメージ戦略を進めます。

○東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、羽田空港の更なる国際化などによる、新たなビジネスチャンスの活用、観光・商業の振興を図るため、ブランドメッセージ等を効果的に用いて、国内外に向けたさまざまな情報発信を戦略的に進めます。

す。

- 市民の情報取得手段が新聞、テレビのほかインターネットやソーシャルメディアなど多様化する中で、媒体や発信手法の特性を踏まえた、市民にしっかりと情報が届く、効率的・効果的な情報発信が必要です。さまざまなメディアの効果的な活用、パブリシティ活動（メディアへの広報活動）とともに、口コミなどによる、市民自らの情報発信力を活かす取組を展開します。
- グローバル化が進展する中、世界における本市の存在感を高めるため、これまで良好な関係を築き上げてきた海外都市とお互いの強みや特性を活かした交流を推進し、都市の魅力の向上を図ります。

【K P I】

- ①シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値（※10点満点）
愛着：6.0点（平成26年度） ⇒ 6.1点以上（平成29年度）
誇り：5.0点（平成26年度） ⇒ 5.1点以上（平成29年度）
- ②隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合
50.3%（平成26年度） ⇒ 51%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・シティプロモーション推進事業
- ・国際交流推進事業

具体的施策 11 高齢者が生きがいを持てる地域づくり

- 高齢化がますます進行し、高齢者の孤立化・閉じこもり予防の重要性が増す中、高齢者がこれまで培ってきた経験、知識を活かして身近な地域で、生き生きと活動できるよう、シルバー人材センター等を通じて、働く意欲のある高齢者の就業機会を確保するとともに、社会参加の促進につながる各種講座等の開催や、地域活動の促進に向けた情報提供の充実、外出の支援等に取り組むことにより、高齢者の生きがい・健康づくりの取組を推進します。
- 高齢化が進む中では、高齢者が、生きがい・健康づくりなどの地域活動を主体的に行う環境づくりや居場所づくりが必要です。元気な高齢者のふれあいの場や介護予防拠点としての機能を担う「いこいの家」、教養の習得やレクリエーション活動を行う「いきいきセンター」の運営や、「いこいの家」と「こども文化センター」との連携を通じて、高齢者の社会参加の場づくりを支援するとともに、高齢者の更なる生きがいづくりのための多世代交流の場の確保を進めます。

【K P I】

- ①高齢者向け施設（いきいきセンター）の利用実績
289,028人（平成25年度） ⇒ 29万人以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・いこいの家・いきいきセンターの運営

具体的施策 12 川崎の特性を活かした観光の振興

- 本市には、川崎大師や生田緑地をはじめ、新たな観光の目玉になった産業観光や工場夜景、カワサキハロウィンなど多くの観光資源が存在します。今後は、市内観光地の魅力やイベント、ショッピングなどの情報を効果的に発信して、本市への観光客増加と観光消費の拡大を図ります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催を好機として捉え、多くの外国人を魅了することができるような観光資源を活用するとともに、海外の観光客の動向等を踏まえ、羽田空港からのアクセスなど本市の優位性を活かすことにより、本市を訪れる外国人観光客の増加に向けた観光施策の拡充を図ります。

【KPI】

- ①主要観光施設の年間観光客数
1,504 万人（平成 26 年） ⇒ 1,646 万人以上（平成 29 年）
- ②宿泊施設の年間宿泊客数（推計）
178 万人（平成 26 年） ⇒ 187 万人以上（平成 29 年）
外国人 15 万人（平成 26 年） ⇒ 17 万人以上（平成 29 年）
- ③工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数
6,600 人（平成 26 年） ⇒ 7,200 人以上（平成 29 年）

<主な取組>

- ・観光振興事業

ア 基本的方向6 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

いつ起こるかわからない地震や集中豪雨などの自然災害に的確に備えるとともに、日常生活を安心して過ごせる環境づくりを推進し、中長期的な視点で気候変動にも的確に対応しながら、いつでも安心して暮らせる、しなやかなまちをめざします。

【市民の実感指標】

- 災害に強いまちづくりを進めていると思う市民の割合
15.6%（平成27年度） ⇒ 19.3%以上（平成31年度）

具体的施策1 災害・危機事象に備える対策の推進

- 大規模な災害が発生した時には、迅速で的確な災害対応を行う必要があるため、「地域防災計画」をはじめとした災害に関する計画等を整備し、災害時における情報連絡体制の確保に取り組むとともに、近隣自治体等との相互連携、防災訓練や図上訓練を実施するなど、さまざまな危機事象に対応できる危機管理体制の充実に取り組みます。
- 臨海部における総合的な防災力の向上を図るため、津波対策など臨海部の防災・減災対策に取り組めます。
- 災害発生時において、応急的な避難を行うための緊急避難場所等の確保、災害時に的確に情報伝達を行うための情報通信システムの整備、避難所における食料・飲料水や生活必需品の計画的な備蓄、公園における防災機能の向上、帰宅困難者対策等を推進します。
- 東日本大震災の教訓などを踏まえ、起きてはならない最悪の事態を想定し、大規模な自然災害が発生しても機能不全に陥らない、強く、しなやかな地域づくりを推進します。
- 災害への対応は、公助だけでなく自助・共助（互助）の取組が重要であることから、自主防災組織の活動の促進、企業や団体との防災に関する協定の締結など、災害時の協力体制を整えるとともに、家庭や事業所などにおける災害への備えについて周知・啓発を行い、いざという時に地域でお互いに助け合えるしくみづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- 本庁舎は、地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされており、耐震補強も困難であるため、災害対策活動の中核拠点として機能する耐震性能を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した庁舎の整備に取り組めます。

【KPI】

- ①避難所運営会議を開催している避難所の割合
66.9%（平成26年度） ⇒ 70.5%以上（平成29年度）
- ②避難所を知っている人の割合
39.5%（平成27年度） ⇒ 43.6%以上（平成29年度）
- ③家庭内備蓄を行っている人の割合
56.9%（平成27年度） ⇒ 57.5%以上（平成29年度）

＜主な取組＞

- ・防災対策管理運営事業
- ・本庁舎等建替事業

具体的施策2 地域の主体的な防災まちづくりの推進

- 防災上課題のある地域等において、防火地域の指定など、予防・減災対策に効果的な、都市計画手法等を活用した防災対策手法の調査・検討を行います。
- 柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、都市復興の迅速化をめざすとともに、都市復興のプロセス等を市民と共有することにより、予防と復興への機運醸成や地域コミュニティの強化から、復興準備の更なる質的向上に連動する取組につなげていきます。
- 各地域における被害軽減に向けて、建物の不燃化、狭あい道路の改善などの個々のハード面の取組とともに、地域が主体となって防災ルール等を策定するなどのソフト的な取組を地域へ効果的に展開することで、地域の防災まちづくりを推進します。
- 老朽木造住宅等が密集し、建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地のうち、延焼の危険性が高いなどの課題がある重点密集市街地（川崎区小田2・3丁目地区、幸区幸町3丁目地区）について、建物単位ではなく、地域単位の面的な市街地整備や耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、重点的な防災力の向上に取り組めます。また、大規模地震の発生に備え、重点密集市街地に加え、新たに重点的に取り組む対象区域を設定し、火災延焼対策を一層効果的なものとするなど、実効性の高い区域一体で進める減災対策の更なる推進をめざします。
- 大規模な地震等に対する効率的な予防対策として、防災上の多様な課題がある地域において『地域住民との協働による防災まちづくり』を推進します。これにより、地域住民の防災リスクの理解を深め、防災意識の向上を図るとともに、地域住民が主体となって安全な避難が可能となる避難路や一時避難場所等の空間確保に努めることで、まちの延焼被害の軽減を図ります。

【KPI】

- ①重点対策に取り組む密集市街地※における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合
20%（平成27年度） ⇒ 25%以上（平成29年度）

※川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区

②市内全道路延長（自動車専用道路を除く）に対する4m未満の道路の割合
20%（平成22年度）⇒16%以下（平成29年度）

<主な取組>

- ・防災都市づくり基本計画推進事業
- ・防災市街地整備促進事業

具体的施策3 まち全体の総合的な耐震化の推進

- 阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、今後想定される首都圏直下型地震や南海トラフの大地震などの巨大地震に対応するため、まち全体の総合的な耐震化を進める必要があります。このため、市内の住宅や商業施設、保育所等の民間建築物に加え、崖地等の宅地の安全性の確保に向けた耐震化を促進するとともに、公共建築物や橋りょう等の耐震対策を計画的に推進し、さらに災害に強いまちづくりに取り組みます。
- 建築物の耐震化については、平成19年に策定した「耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の取組を推進してきました。今後も、「耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化を促進します。
- 宅地の耐震化については、地震による宅地への影響の調査を実施するなど、大規模盛土による造成地の震災被害を軽減するための取組を推進するとともに、崖崩れ等による被害を未然に防止するため、老朽化した擁壁の改修等を促進します。
- 橋りょうの耐震化については、緊急輸送路などに位置づけられる主要な道路の橋りょうを対象に、耐震対策を推進してきました。今後は、市民生活において重要な生活道路などの橋りょうの耐震化の取組を推進します。

【KPI】

- ①特定建築物の耐震化率
92%（平成27年度）⇒93%以上（平成29年度）
- ②住宅の耐震化率
92%（平成27年度）⇒93%以上（平成29年度）
- ③橋りょうの耐震化率
47%（平成27年度）⇒51%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・特定建築物耐震対策事業
- ・木造建築物耐震対策事業
- ・民間マンション耐震対策事業
- ・宅地防災対策事業
- ・耐震対策等橋りょう整備事業

具体的施策4 安定給水の確保と安全性の向上

- 安心して使用することのできる水道水をいつまでも安定して供給するため、将来の水需要を的確に捉え、老朽化した施設や水道管路の更新や耐震化を適切に実施する必要があります。そのため、これまで長沢浄水場や生田配水池などの重要な施設の計画的な整備を進めてきました。今後も、末吉配水池や宮崎配水塔などの施設や古くなった水道管路の更新・耐震化を計画的に実施するとともに、施設の整備から維持管理、更新に至るライフサイクル全体にわたって管理運営を行うアセットマネジメントの考え方に基づいた最適な施設管理を行います。
- 大規模災害時においても必要な水道水の供給を維持するため、電源・通信の二重化など被災時においても水の供給が行えるバックアップ機能を整えるとともに、地域防災計画に定める避難所のうち、これまで耐震化を進めてきた市立中学校、重要な医療機関等に加え、市立小学校、高校等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置付けて、効率的かつ効果的な耐震化を進めます。また、応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小学校・中学校に、給水器具の設置等なしで利用できる開設不要型応急給水拠点を整備するなど災害対応力を強化します。

【KPI】

①重要な管路の耐震化率

70.6%（平成26年度） ⇒ 85.1%以上（平成29年度）

②災害時の確保水量

6日分（平成26年度） ⇒ 24日分以上（平成29年度）

③開設不要型応急給水拠点の整備率

7.6%（平成26年度） ⇒ 26.2%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・主要施設の更新・耐震化事業
- ・送・配水管の更新・耐震化事業

具体的施策5 下水道による良好な循環機能の形成

- 下水道は大規模地震発生時でも欠くことのできない重要なライフラインですが、下水道の耐震化は、既存施設を使いながらの工事となるため長い期間を要します。そこで、被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ重要な下水管きよに重点化を図り、まずは、老朽化した下水管きよが多く地盤の液状化による被害も想定される、川崎駅以南の地域の耐震化を重点的に推進します。また、その他の地域については、重要な下水管きよの耐震診断を実施し、耐震化が必要となる管きよの抽出作業を進め、次期整備に向けた取組を推進します。
- 近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置づけている地域の対策を推進するとともに、浸水の状況を計算で再現す

るシミュレーションや、過去の実績などを踏まえ、浸水被害の大きさや起こりやすさに着目してリスクが高い地区を抽出し、新たに重点化地区に位置づけて効果的・効率的な浸水対策を推進します。

【KPI】

- ①重要な管きよの耐震化率（川崎駅以南の地域）
33.5%（平成26年度） ⇒ 67.2%以上（平成29年度）
- ②浸水対策実施率（丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区）
22.6%（平成26年度） ⇒ 57.8%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・下水道施設・管きよの地震対策事業
- ・浸水対策事業

具体的施策6 地球環境の保全に向けた取組の推進

- 本市では、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、平成32（2020）年度までに平成2（1990）年度比で25%以上の温室効果ガス排出量の削減をめざし、市民・事業者・行政など多様な主体の協働による温室効果ガスの排出量削減の取組を推進しています。こうした取組を通じて、平成25（2013）年度における市域の温室効果ガス排出量は、国全体では増加している中、平成2（1990）年度比12.1%の減少となっています。今後も引き続き、低炭素社会の実現による地球環境の保全に向け、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。
- 温室効果ガス排出量の削減を図る「緩和策」を推進していく一方で、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）では、地球温暖化は疑う余地がない事実としており、すでに社会や生態系に重大な影響を与えていると指摘しています。このような中で、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する「適応策」についても取り組み、地域レベルからの地球温暖化対策を進めます。

【KPI】

- ①市域の温室効果ガス排出量の削減割合
1990年度比▲12.1%（平成25年度暫定値） ⇒ 1990年度比▲20%以上（平成29年度）
- ②市民や市内の事業者による環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う市民の割合
24.9%（平成27年度） ⇒ 26%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・地球温暖化対策事業

具体的施策7 安全・安心な暮らしを守る河川整備

○近年、局地的な集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、浸水被害の増大が想定されています。本市では、暫定的な取組として3年に1回程度（時間雨量50mm）の降雨に対応できる河川改修を進めており、総合的な治水・浸水対策として、五反田川放水路の整備や、既存の調整池などの雨水流出抑制施設の活用とともに、洪水ハザードマップを充実していくことで市民の防災意識を高め、下水道施策とも連携を図りながら、災害に備えた川づくりに向けて取組を進めます。

【KPI】

①時間降雨50mm対応の河川改修率

81%（平成27年度） ⇒ 81%以上（平成29年度）

②五反田川放水路により洪水による氾濫から守られる面積の割合

50%（平成27年度） ⇒ 50%（平成29年度）

<主な取組>

- ・河川計画業務
- ・五反田川放水路整備事業
- ・河川改修事業

具体的施策8 消防力の総合的な強化

○首都直下地震や南海トラフ地震の発生などが想定されている中、有事の際に迅速かつ確かな対応が図られるよう、緊急消防援助隊の活動拠点や航空隊庁舎の整備、消防ヘリコプターの配備とともに、東扇島東公園の基幹的広域防災拠点を活用した取組などを推進します。

○竜巻や局地的集中豪雨、大型台風などの自然災害が各地で発生し、日本各地で甚大な被害を及ぼしています。大規模で予期せぬ自然災害等に備える取組が求められていることから、消防隊の各種訓練、消防車両・資機材の充実や消防署所の整備を行うなど、災害時の消火・人命救助体制を確かなものとすることで総合的な災害対応力の充実・強化を図ります。

○消防団は、市民の指導的立場に立ち、地域に密着した防災活動機関として、火災、風水害その他の災害に対する消防活動等の中核を担っています。今後も、震災などの災害に備え、防御に万全を期すことができる体制づくりを進めます。消防団の充実に向けては、女性や学生などへの入団促進を強化するとともに、迅速な救助活動や適切で素早い情報伝達などの実現をめざして、地域住民、町内会・自治会、企業等との一層の連携により消防力の総合的な強化を図ります。

【KPI】

①出火率（火災件数／人口1万人）

2.58件（平成22～26年平均） ⇒ 2.49件以下（平成25～29年平均）

- ②消防団員数の充足率（定員数（1,345人）に対する現員数の割合）
87.8%（平成26年度） ⇒ 89.7%以上（平成29年度）

＜主な取組＞

- ・消防署所改築事業
- ・消防指令体制整備事業
- ・消防団関係事業
- ・警防活動事業

具体的施策9 医療供給体制の充実・強化

○高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等により、今後も救急需要の高まりが見込まれることから、高度な救急救命処置が行える救急救命士を養成し、病院に到着するまでの救護体制の確保を図るとともに、救急車の適正利用に向けた広報や救急隊の適正配置などを行い、救急搬送時間の短縮に取り組みます。

【KPI】

- ①救急搬送者の医療機関までの平均搬送時間【うち救急車の現場到着時間】
42.6分【8.4分】（平成26年度） ⇒ 42.6分以下【8.4分以下】（平成29年度）
- ②救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合
31.4%（平成26年度） ⇒ 32.1%以上（平成29年度）

＜主な取組＞

- ・救急隊整備事業
- ・救急救命士養成事業

具体的施策10 信頼される市立病院の運営

- 川崎病院は市の基幹病院として、また、井田病院及び多摩病院は地域の中核病院として高齢化の進展や慢性疾患の増加などの疾病構造の変化、医療の高度・専門化等への確に対応し、市民が必要とする質の高い安全で安心な医療を、継続的かつ安定的に提供します。
- 今後増加が見込まれる救急搬送患者に対応するため、より効率的な受入体制の整備を進めます。また、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を視野に入れながら、地域の医療機関との機能分担や連携により、診療所等では提供が困難な高度な治療や検査、手術などの医療サービスを、迅速かつ確実に提供します。
- 整備から一定程度の時間が経過している川崎病院については、超高齢社会に向けた医療機能の強化・拡充など医療機能再編整備に向けた取組を進めます。
- 公立病院としての使命と役割を果たし、地域で必要な医療を継続的かつ安定的に提供していくため、医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保と育成に積極的に取り組むとともに、強固な経営基盤を確立し、より効率的な病院経営を推進します。

【KPI】

①入院患者満足度・外来患者満足度

入院：87.5%（平成27年度） ⇒ 88.4%以上（平成29年度）

外来：77.6%（平成27年度） ⇒ 79.3%以上（平成29年度）

<主な取組>

- ・川崎病院の運営

具体的施策11 防犯対策の推進

- 地域で発生する空き巣、ひったくり、放火などの犯罪の防止に向け、市民、地域団体、事業者、警察、行政などが協働・連携し、防犯意識の高揚・啓発の取組や地域の自主防犯活動を推進するとともに、町内会・自治会が管理してきた防犯灯について、民間に委託し維持管理するESCO事業を導入することで、LED化と合わせた効率的な維持管理を進めます。
- インターネットの普及など情報化の進展に伴い、悪質商法や詐欺なども年々巧妙化していることから、複雑かつ専門的な相談内容に的確に対応するための相談窓口の体制づくりを進めます。

【KPI】

①空き巣等の刑法犯認知件数

10,685件（平成26年） ⇒ 10,400件以下（平成29年）

<主な取組>

- ・防犯対策事業

イ 基本的方向7 「チャレンジを続け、いつでも活力あふれるまち」をめざす

厳しい財政状況が続く中、創意工夫して今あるものを最大限に活かすため、市役所全体の質的な向上をめざします。また、中長期的な視点により、市の資産や債務を適正に管理する資産マネジメントや財政健全化の取組を着実に進め、持続可能なまちづくりをめざします。

【行財政改革の取組指標】（市民の実感指標）

○日々の生活に身近な行政サービスについて満足を感じている市民の割合
53.0%（平成27年度） ⇒ 53.0%以上（平成29年度）

具体的施策1 市民目線によるより質の高い市政運営に向けた改革の推進、健全な財政運営

- 市政情報を、積極的に、よりわかりやすく、かつ、伝わるように発信し、市民をはじめとする皆様の納得をいただきながら、行政、市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、市民活動団体、企業、大学等の多様な主体が、適切な役割分担の下、それぞれの強みを活かした、協働・連携によるまちづくりを推進します。また、その実現に向け、継続的な意見交換の場を設けるとともに、職員が積極的に現場に足を運び、良質なコミュニケーションの形成のもと、地域の課題や考え方を理解し、共感し、多様な主体とともに課題解決に取り組む体制・基盤を構築します。
- 行政として担うべき役割を踏まえ、「ムリ・ムダ・ムラ」を排除した、簡素で効率的・効果的な、活力ある市役所を構築します。あわせて、社会状況の変化などに対応した市民サービスの再構築、提供手法の最適化等や、財源確保策の強化などに取り組むことにより、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確かつ迅速に対応できる、持続可能な行財政運営の基盤づくりを進めます。
- 市民満足度を向上させるためには、サービスを担う職員の仕事に対する満足度を向上させることが重要です。そのため、職員が働きやすい、働きがいのある環境づくりに取り組みます。また、職員一人ひとりが、公務員としての高い倫理観の下、職位に応じた役割を的確に果たし、市民生活を支えるより良い市役所の構築に向け、常にチャレンジするよう、職員の意識改革に取り組むとともに、日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成に取り組みます。さらに、協働・連携を通じ、共にチャレンジする地域人材の発掘・育成に取り組めます。
- 公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の適正化を図るとともに、交通・流通の利便性や先端産業・研究開発機関の集積等の、川崎の優れたポテンシャルを活かした取組を通して、市内経済の活性化を図るなど、税財源の充実につながる取組を進めます。
- 受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎

等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

- 市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払い以外の歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理します。また、減債基金（市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金）からの借入金についても、計画的に返済を行います。

【K P I】

①財産有効活用の歳入額

5.9 億円（平成 26 年度） ⇒ 5.9 億円以上（平成 29 年度）

②提供しているオープンデータのデータセット数

27 件（平成 26 年度） ⇒ 100 件以上（平成 29 年度）

③提供しているオープンデータのダウンロード数

2,000 件（平成 26 年度） ⇒ 4,000 件以上（平成 29 年度）

＜主な取組＞

- ・多様な主体が共に担うまちづくりの推進
- ・区役所改革の推進
- ・市民との積極的な情報共有の推進
- ・市民サービス向上に向けた民間部門の活用
- ・市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化
- ・給与・福利厚生制度の見直し
- ・ICTの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化
- ・債権確保策の強化
- ・戦略的な資産マネジメント
- ・市民サービス等の再構築
- ・計画的な人材育成
- ・職員の能力が十分に発揮できる環境づくり
- ・職員の改善意識・意欲の向上と自発的な職場改善運動の推進
- ・地域人材の発掘・育成

川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成28年3月

(問い合わせ)

川崎市総合企画局都市経営部企画調整課

TEL 044-200-2166

FAX 044-200-3798

E-mail 20kityo@city.kawasaki.jp

